

# 商工文教委員会会議記録

商工文教委員長 高橋 元

## 1 日時

平成 25 年 10 月 9 日（水曜日）

午前 10 時 5 分開会、午後 5 時 11 分散会

（うち休憩午前 10 時 25 分～午前 10 時 32 分、午前 10 時 34 分～午前 10 時 38 分、  
午後 0 時 4 分～午後 1 時 5 分、午後 1 時 21 分～午後 1 時 32 分、  
午後 3 時 2 分～午後 3 時 16 分）

## 2 場所

第 3 委員会室

## 3 出席委員

高橋元委員長、神崎浩之副委員長、柳村岩見委員、飯澤匡委員、高橋昌造委員、  
岩淵誠委員、田村誠委員、小西和子委員、斉藤信委員、吉田敬子委員

## 4 欠席委員

なし

## 5 事務局職員

村上担当書記、水野担当書記、千葉併任書記、蛇口併任書記

## 6 説明のために出席した者

### (1) 商工労働観光部

橋本商工労働観光部長、桐田副部長兼商工企画室長、寺本雇用対策・労働室長、  
木村商工企画室企画課長、佐藤自動車産業振興課長、山村経営支援課総括課長、  
石川科学・ものづくり振興課総括課長、佐藤産業経済交流課総括課長、  
岩淵観光課総括課長、飛鳥川企業立地推進課総括課長、  
高橋雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長、千田雇用対策・労働室労働課長

### (2) 教育委員会

菅野教育長、堀江教育次長兼教育企画室長、作山教育次長兼学校教育室長、  
永井予算財務課長、宮澤学校施設課長、藤澤学校企画課長、  
松葉主任指導主事兼特命課長、佐藤首席指導主事兼義務教育課長、  
川上首席指導主事兼高校教育課長、福士首席指導主事兼特命課長、  
佐々木首席指導主事兼特別支援教育課長、大林首席指導主事兼生徒指導課長、  
西村生涯学習文化課総括課長、佐々木特命参事兼文化財課長、  
平藤首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、戸館教職員課総括課長、  
小菅首席経営指導主事兼小中学校人事課長、

土川首席経営指導主事県立学校人事課長

(3) 総務部

杉村副部長兼総務室長、及川総務室管理課長、細川法務学事課総括課長、  
岡崎私学・情報公開課長

7 一般傍聴者

2人

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(請願陳情)

受理番号第90号 灯油高騰への緊急対策を求める請願

(議案)

議案第1号 平成25年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

議案第7号 平成25年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第2号)

議案第43号 平成25年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

(2) 教育委員会関係審査

(議案)

議案第1号 平成25年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

議案第34号 岩手県立高等学校共同実習船建造の請負契約の締結に関し議決を求め  
ることについて

議案第38号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めるこ  
とに関し議決を求めることについて

(請願陳情)

受理番号第78号 高校授業料無償制度堅持に関する請願

受理番号第91号 就職希望等の高校生に対し高等学校が指導している指定自動車教  
習所への通学制約の緩和について請願

(3) 総務部関係審査

(議案)

議案第1号 平成25年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

9 議事の内容

○高橋元委員長 おはようございます。ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

本日は常任委員改選後、最初の委員会審査でありますので執行部の紹介をいたします。

橋本良隆商工労働観光部長を御紹介いたします。

○橋本商工労働観光部長 橋本でございます。よろしくお願いたします。

○高橋元委員長 この際、橋本商工労働観光部長から、商工労働観光部の方々を御紹介願  
います。

○橋本商工労働観光部長 私から、商工労働観光部職員を御紹介申し上げます。

桐田教男副部長兼商工企画室長です。  
寺本樹生雇用対策・労働室長です。  
木村久商工企画室企画課長です。  
佐藤一男商工企画室自動車産業振興課長です。  
山村勉経営支援課総括課長です。  
石川義晃科学・ものづくり振興課総括課長です。  
佐藤学産業経済交流課総括課長です。  
岩淵謙悦観光課総括課長です。  
飛鳥川和彦企業立地推進課総括課長です。  
高橋宏弥雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長です。  
千田利之雇用対策・労働室労働課長です。  
以上でございます。よろしく願いいたします。

- 高橋元委員長 御苦労さまでした。  
菅野洋樹教育長を御紹介いたします。
- 菅野教育長 菅野でございます。よろしくお願い申し上げます。
- 高橋元委員長 この際、菅野教育長から教育委員会事務局の方々を御紹介願います。
- 菅野教育長 私から、教育委員会事務局の職員を御紹介させていただきます。  
堀江淳教育次長兼教育企画室長でございます。  
作山雅宏教育次長兼学校教育室長でございます。  
永井榮一教育企画室予算財務課長でございます。  
宮澤寛行教育企画室学校施設課長でございます。  
藤澤敦子学校教育室学校企画課長でございます。  
松葉覚学校教育室復興教育担当特命課長でございます。  
佐藤進学校教育室義務教育課長でございます。  
川上圭一学校教育室高校教育課長でございます。  
福土猛夫学校教育室高校改革担当特命課長でございます。  
佐々木政義学校教育室特別支援教育課長でございます。  
大林裕明学校教育室生徒指導課長でございます。  
西村文彦生涯学習文化課総括課長でございます。  
佐々木一成生涯学習文化課文化財課長でございます。  
平藤淳スポーツ健康課総括課長でございます。  
戸舘弘幸教職員課総括課長でございます。  
小菅正晴教職員課小中学校人事課長でございます。  
土川敦教職員課県立学校人事課長でございます。  
以上でございます。よろしくお願い申し上げます。
- 高橋元委員長 御苦労さまでした。

浅沼浩労働委員会事務局長を御紹介いたします。

○浅沼労働委員会事務局長 浅沼でございます。よろしく願いいたします。

それでは、労働委員会事務局の職員を御紹介申し上げます。

中居哲弥審査調整課総括課長でございます。

よろしく願いいたします。

○高橋元委員長 御苦労さまでした。

杉村孝総務部副部長兼総務室長を御紹介いたします。

○杉村副部長兼総務室長 杉村です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、総務部の職員を紹介いたします。

及川忠総務室管理課長でございます。

細川倫史法務学事課総括課長でございます。

岡崎幸治法務学事課私学・情報公開課長でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○高橋元委員長 御苦労さまでした。以上で執行部職員の紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。さきの正副委員長の互選に伴い、委員席を現在御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。

次に、議案等の審査を行います。なお、請願陳情受理番号第90号の灯油高騰への緊急対策を求める請願については、当商工文教委員会と環境福祉委員会に、それぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、いずれにも国に対する意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて環境福祉委員会との協議が必要になる可能性があることから、環境福祉委員長と申し合わせをし、最初に審査を行うこととしておりますので、御了承願います。

それでは、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第90号灯油高騰への緊急対策を求める請願を議題といたします。なお、当委員会付託部分は、請願項目のうち、2及び3（1）でありますので、御了承願います。

本請願について、当局の参考説明を求めます。

○山村経営支援課総括課長 灯油高騰への緊急対策を求める請願の請願項目の2と3（1）について、灯油や燃料の高騰にかかる中小企業等への支援策について御説明申し上げます。

まず、資料の1、原油価格の推移をごらんください。灯油等の石油製品の価格のもととなっている原油価格の推移でありませんが、WTIという原油価格の指標によりますと、本年8月は1バレル106ドル55セントであり、2010年の79ドル40セントに比べて34%上

昇しています。

次に、資料の2、中小企業に対する支援策についてであります。県では県の融資制度である中小企業経営安定資金の中に原油高対策枠を設けており、原油の仕入価格が10%以上上昇した場合、原油仕入価格が売上価格の10%以上を占める場合、価格上昇を転嫁できない場合のいずれにも該当する事業者は、8,000万円まで低利で長期の運転資金を借りることが可能です。今後も事業者に対して、この資金のPRを行い、活用を促していきたいと考えております。

国においては、政府系金融機関において原油高などの社会的な要因で一時的に業績が悪化している事業者に対して、セーフティネット貸し付けという制度を設けております。

最後に参考として、農林漁業者に対する支援策については記載のとおり、農業、林業、漁業とそれぞれ支援制度があり、融資制度も記載のとおりであります。

○高橋元委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○神崎浩之委員 ただいまの説明の大きい2番の(1)の県の融資制度なのですが、この請願というのは、どちらかというと福祉灯油とか被災者支援灯油というような意味合いと理解するのですが、その中で商工業者、農業者にも支援ということではありますが、企業の中には非常に業績のいい企業もありまして、その方々に対しても支援するのかという声も私に届いているわけなのです。したがって、対象事業者の中に、①から③のいずれにも該当する事業者と書いてありまして、特に③番の価格上昇を転嫁できないということも書いておられるわけなのですが、業績というか、例えば①、②はいいのですけれども、③についてもどういう判断をなさって融資を決定していくのか。その点についてお聞きをしたいと思っております。いずれ業績のいい企業もあるということを前提に御質問をするわけなのですけれども。

○山村経営支援課総括課長 御質問いただいた2番の融資制度でございますが、制度を設けて、資金需要がある企業に使っていただける選択肢を設けているというものでして、①、②、③いずれにも該当する場合に使うことが可能だということで、これを企業が必ず使うとかそういうものではございません。

それで、③の価格上昇を転嫁できない場合、売り上げとか、売上単価等を確認しまして、こういった項目に該当するかを判断した上で、融資の申し込みがあった場合には対応しているということでございます。

○斉藤信委員 県の融資制度のところ、①の原油の仕入価格が10%以上上昇と。いつを基準に10%以上ということになるのか。それと、③、今も質問がありましたけれども、価格上昇を転嫁できないというのを、100%転嫁できないという理解でいいのか。5割ぐらいは転嫁できても、ほとんどの業者は100%転嫁というのは無理なのだと思います、今の状況からいって。だから、ほとんど100%転嫁できないということであれば、③の場合は対象になるのか。転嫁できないという意味は、どういうことなのか。

国の融資制度で、長期、低利のセーフティネット資金というのをもう少し詳しく。これ

は、恐らく県よりももっと借りやすい、低利ではないのかと思いますが、そこも示してください。

○山村経営支援課総括課長 まず、仕入価格 10%上昇の判断基準ですが、過去3カ年のいずれかの同期と比べて10%以上上がっていればいいということでございます。

③でございますが、判断とすると、最近3カ月の平均売上高に占める原油などの仕入価格が、過去3カ年のいずれかの平均価格の仕入価格を上回っていれば転嫁できていないということで、一応融資上は判断いたします。

国のセーフティネット貸付制度ですが、公庫が貸し付ける資金でございますが、借りる事業者のいろいろな条件、期間とか保証人がいるとかいないとか、非常に条件が多様ですが、日本政策金融公庫の中小企業事業部門でございますが、10年借りた場合に、一例ですが1.9%であったり、貸付期間も設備は15年、運転資金は8年という長期になっております。

○斉藤信委員 わかりました。恐らく3カ年ということであれば、これは10%はクリアするとは思いますがね。

それと価格上昇も、そういう意味でいくとクリアできるのではないかと。この県の融資制度というのは活用できるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

それと、請願項目の中に、学校などに対する効果的な支援策となっておりますが、学校は教育委員会でも議論するのですか。それとも、ここだけですか。委員長に聞いているの。

答える人がいないようなので、学校も切実なのです。灯油が上がって、恐らく当初予算で措置されていない部分もあるのではないかと。これは一定程度の措置をしなければならぬという理解で。そういうことで、まずお答えください。

○山村経営支援課総括課長 融資条件に該当するかどうかは、企業それぞれの状況に応じて判断することとなります。

○斉藤信委員 原油価格が高騰しているのですけれども、最近の円安も反映されているのか。円安基調で、今、食料、エネルギーがかなり高騰しているのです。それも反映されたものでしょうか。これからさらに上がっていくという見通しなのでしょうか。

○山村経営支援課総括課長 資料の1番のところに書きましたけれども、海外の政情の不安定さや円の相場を反映したともものと考えております。

○斉藤信委員 今回の請願は、福祉灯油を求めるということに最大のポイントがあるのだと思います。そういう点で、農林漁業者や中小零細業者、学校などに対する対策も、効果的な支援策ということになって、具体的に何をどうしろということまで明記しておりませんので、趣旨採択できるのではないかと、そういうことで、委員長にお取り計らいいただきたい。

○高橋元委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取

り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 採択との意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。  
暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 再開いたします。

先ほど採択と決定しました本請願は、国に対する意見書の提出を求めるものでありますので、環境福祉委員会と共同で今定例会に委員会発議することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより意見書の文案を検討いたします。当職において原案を用意しておりますので事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○高橋元委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 再開いたします。

環境福祉委員会は、審査中でありますので、このまま議案の審査に入り、必要があれば意見書の修正を検討することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 それでは、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。

議案第1号平成25年度岩手県一般会計補正予算(第2号)第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費、第7款商工費、第11款災害復旧費第5項商工労働観光施設災害復旧費並びに第2条第2表、債務負担行為補正中、1、追加中3及び4、2、変更中1、議案第7号平成25年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第2号)並びに議案第43号平成25年度岩手県一般会計補正予算(第3号)、第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第7款商工費及び第2条第2表、債務負担行為補正、以上3件の予算議案を一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○桐田副部長兼商工企画室長 それでは、商工労働観光部関係の平成25年度一般会計補

正予算（第2号）から御説明申し上げます。議案（その1）の4ページをお開き願います。

当部関係は、5款労働費の671万9,000円、下の5ページに参りまして、7款商工費の2億6,919万7,000円、次の6ページに参りまして、11款災害復旧費の5項商工労働観光施設災害復旧費の291万円、合わせて2億7,882万6,000円の増額補正であります。項及び目の区分ごとの主な内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。また、金額の読み上げには省略させていただきますので、御了承願います。予算に関する説明書の44ページをお開き願います。

5款労働費、1項労政費、4目雇用促進費のいわて求職者個別支援モデル事業費は、事業復興型雇用創出助成金の活用を促進するため、助成対象事業者からの相談対応や申請書類の審査等の体制を強化しようとするものでございます。

読み上げを一部間違いまして、再度やらせていただきます。失礼いたしました。説明欄のいわて求職者個別支援モデル事業費でございます。国庫事業の新設に伴い、財源振り替えをするとともに、補助金の内示に従い事業費を減額しようとするものであります。

次の事業復興型雇用創出助成金支援事業費は、事業復興型雇用創出助成金の活用を促進するため、助成対象事業者からの相談対応や申請書類の審査等の体制を強化しようとするものであります。

一つ飛んで、一番下の緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金は、過年度の事業費の修正に伴いまして、市町村から県に返還された補助金を基金に積み戻すものでございます。

下の45ページに参りまして、2項職業訓練費、2目職業訓練校費の二つ目の記述の就職支援能力開発費は、離職者の早期再就職を促進するため、従事する職員を増員し、支援体制の強化を図ろうとするものでございます。

次に、56ページをお開き願います。7款商工費、1項商工業費、2目中小企業振興費の中小企業災害復旧資金貸付金及びその下の中小企業災害復旧資金保証料補給補助でございます。甚大な大雨、洪水災害に罹災した中小企業者の復旧等に必要な資金を融資するために金融機関に貸付原資の一部を預託するものです。また、その融資に係る保証料の全額を補給するため、岩手県信用保証協会に補助しようとするものでございます。

次の58ページをお開き願います。2項観光費、1目観光総務費の特定被災地域復旧緊急支援交付金は新規事業でございます。8月9日の大雨、洪水により、特に被害が甚大で、地域経済に大きな影響を及ぼすことが懸念される、つなぎ温泉及び鶯宿温泉について、盛岡市及び雫石町が行う宿泊施設などの早期復旧や風評被害対策に要する経費を支援するための交付金を創設し、両市町へ交付するものであります。

次のいわて三陸観光復興推進事業費も新規事業でございます。被災地の現状への理解を促進するとともに、テレビドラマで注目されております県北・沿岸地域への来訪機会の拡大を図るため、首都圏で集中的に観光キャンペーンを実施するなど、観光の力による復興に向けた取り組みをさらに推進しようとするものでございます。

次に、2目観光施設費のみちのく岩手観光案内板整備事業費は、県内の主要拠点に設置



している観光案内板について、三陸復興国立公園や奇跡の一本松の表記を加えるなど、観光客の利便性を向上し、沿岸地域への周遊観光の促進を図ろうとするものでございます。

次に、78 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、5 項商工労働観光施設災害復旧費、1 目商工観光施設災害復旧費の被災地域商業復興支援事業費は、被災地域における商店街等の再生に向けて相談体制等の強化のため、職員を増員しようとするものでございます。

次に、債務負担行為について御説明いたします。恐れ入りますが、議案（その1）に戻っていただきまして、7 ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正、1、追加のうち当部関係は、事項欄の3及び4でございます。いずれも大雨、洪水災害に対する中小企業災害復旧資金に関するものであり、3は損失補償、4は保証料補給について期間及び限度額を定めて債務を負担しようとするものでございます。

次に、8 ページをお開き願います。8 ページは、2、変更でございますが、当部関係は、事項欄1の離職者等再就職訓練事業であります。訓練機会の受講機会の拡充を図るため、年度をまたいだ訓練をふやしたことから、その限度額を増額しようとするものでございます。

以上で一般会計補正予算第2号の説明を終わりました。次に特別会計について御説明申し上げます。

同じく議案（その1）であります。27 ページをお開き願います。議案第7号平成25年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第2号）でございます。第1条のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ113億6,509万円とするものでございます。

詳細につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、123 ページをお開き願います。123 ページと124 ページに歳入と歳出の表を記述してございまして、それぞれの補正予算額と計の欄の額は、ただいま申し上げましたとおりの額でありまして、補正の内容については125 ページから御説明いたします。

125 ページ、まず歳入についてであります。1 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金は、前年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰入金を減額しようとするものであります。

次の126 ページをお開き願います。2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金は、前年度からの繰越金の確定に伴い増額しようとするものであります。

その下の127 ページの3 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目貸付金元利収入は、前年度からの繰越金の確定に伴い、償還元金を減額しようとするものであります。

次に、歳出であります。128 ページをお開き願います。1 款小規模企業者等設備導入資金貸付費、1 項貸付費、2 目設備貸与資金貸付費は、前年度からの繰越金の確定に伴い、貸付金を増額するものであります。

その下の129 ページ、2 項貸付事務費、1 目貸付事務費は、前年度からの繰越金の確定に伴い、充当する財源を繰入金から繰越金に振り替えるものであります。

以上で特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、平成 25 年度一般会計補正予算の第 3 号について御説明申し上げます。議案（その 3）の 3 ページをお開き願います。当部関係は、7 款商工費の 1 億 105 万 5,000 円の増額補正でございます。

具体的な内容は、予算に関する説明書の 11 ページをお開き願います。7 款商工費、1 項商工業費、2 目中小企業振興費の中小企業災害復旧資金貸付金及びその下の中小企業災害復旧資金保証料補給補助でございます。貸付金の融資枠を 3 億円から 5 億円に増額するため、金融機関に貸付原資の一部として預託する額を増額するものであります。この融資枠により、7 月から 8 月の大雨、洪水と台風 18 号によって被害を受けた中小業者の復旧等にその資金を融資するものであります。また、貸付金に係る保証料全額の補給についても融資枠 5 億円に対応して増額するため、岩手県信用保証協会への補助を増額しようとするものであります。

次に 12 ページに参りまして、2 項観光費、1 目観光総務費の特定被災地域復旧緊急支援交付金は、台風 18 号により特に被害が甚大で地域経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されます松川温泉について、八幡平市が行う宿泊施設などの早期復旧や風評被害対策に要する経費を支援するため、交付金を増額しようとするものでございます。

次に、債務負担行為について御説明いたします。恐れ入りますが、議案（その 3）に戻っていただきまして、4 ページをお開き願います。第 2 表、債務負担行為補正の変更でございます。事項欄の 1 及び 2 が当部関係であります。いずれも大雨、洪水災害に対応する中小企業災害復旧資金の融資枠の増額に伴うものでありまして、1 の損失補償については限度額の増額、2 の保証料補給については限度額の増額及び利用者の利便性向上を図るため、期間を 1 年延長しようとするものでございます。

以上で商工労働観光部関係の補正予算議案 3 件についての御説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○柳村岩見委員 一括提案されて審議に入りましたが、一番最後のところなのですが、中小企業災害復旧資金貸付金にかかわる中小企業災害復旧資金保証料補給補助のことについてであります。このお金の流れであります。借り主に対して保証料を補給するという目的を持って、岩手県信用保証協会に補助するという事務の流れであります。信用保証制度の成り立ちにおいては、借り主に対して保証料を全額免除をしたという解釈になりませんか。

○山村経営支援課総括課長 今回の災害復旧資金においては、通常であれば利用者が負担する保証料を免除しまして、その分を県が岩手県信用保証協会に補助するということとなります。

○柳村岩見委員 信用保証制度においては、借り主に対して保証料を免除すること自体は、信用保証制度を成立させることにならない。免除してしまったら、免除はしてい

ないので、現実には。貸し主に対して払わなければならない信用保証料を免除したつもりはない、ただし補給をする。免除ではないのですよ、補給なのだよ、あくまでも。補給ということに対して、借り主に対して補給するといったものを、岩手県信用保証協会に補助するのは何事ですか。借り主に対して補給すればいいのですよ。借り主が保証料を即座に払う方式はいかようにもありますでしょう、方法論は。このお金の流れですね。借り主に対して保証料を補給すると言った。補給するのに補給したためしがなく、その同額を保証協会に補助する。このお金の流れということについて、信用保証制度の成立の観点からも、免除したつもりはないはず。免除するつもりもないはずだ。補給するのですよ。補給したら、本人に行けばいいのだよ、借り主に対して。そういった即座にもらう方法は幾らもあるでしょう。何事ですか、保証協会に補助するなんて。何でここに保証協会が出てきて補助を受けなければならないのですか。正規の流れというものをイメージできますか。そして、なぜこうなるのですか。

○山村経営支援課総括課長 通常の場合ですと、融資を受けた利用者の方が保証協会に対して相応の保証料を支払うのが保証料の負担でございます。今回は、災害という特別の事態ですので、その保証料の負担を県が補給したいということが目的でございます。やり方とすると、いろいろなルートがあると思われませんが、県といたしましては、保証協会に対して負担軽減した相当分を支出することによって利用者の保証料の負担を軽減するというやり方をとりたいと考えております。

○柳村岩見委員 軽減をしたいと考えています。お金を借りるときには、お金を借りるという自覚が必要。そのためには保証料がかかるということの自覚も必要。それを払うという行為も必要。この過程をきちっとやっておきなさいということをお願いしたいのですよ、私は。ですから、このケースの場合も、しっかりとお金を借りることの自覚の上において保証料が必要であるということ認識させ、理解してもらって、しかしそれを災害における貸付制度であるがゆえに保証料を補給しますという県のいわば事業制度、制度融資というもののあり方について説明して、理解してもらって、よって、言葉はふさわしくはないけれども、免除されるという過程を経て成立する話であって、ぼっと保証協会に補助しましたなんて、大体岩手県の信用保証協会というのは、何か人事関係も県庁を退職した方が保証協会にぼっと行っているとか、どこかで会ったねとかと、私も保証協会にお世話になっているから余り言えないけれども、そうなのだね。そこを何か勘ぐりたくなってくるわけ。上手にやらないと、よくもやるよという、しっかりとお金を借りるということは自覚を持って借り、必要なことについては必要なことをちゃんとクリアして、きちっとやって動いていくということ。

制度があって補給するのであって、補助ではないのだよ。補給すれば保証料が飛んでしまうかという話ではないのですから、そこをしっかりとわかって、なれ合いでやってはいけません。ただ事務的に、それが一番簡素で、間違いのないやり方だということではやらないといけませんよ。所感、終わり。

○山村経営支援課総括課長 ありがとうございます。融資ですので、借りる方の責任なり返済というのが大前提でございますし、その一環として保証料も負担する、利子も負担するというのが融資制度の基本、根幹でございます。お話しいただいたように災害という特別の事態でありますので、県としてできることとして保証料の負担を軽減したいと。その際の事務手続として、借りる方に直接保証料を補給するという方法もありますが、手続面を考えまして岩手県信用保証協会に支出するというやり方をやらせていただいたものでございます。

○高橋元委員長 審査の途中でございますが、先ほど審査いたしました請願に係る意見書についてであります。環境福祉委員会においても修正なしとのところであります。

お諮りいたします。先ほど審査いたしました意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

質疑を続行いたします。

○高橋昌造委員 それでは、予算に関する説明書の 46 ページです。緊急雇用創出事業臨時特例基金の積立金の関係でお聞きいたします。

まず、この積み立てをすることによって、現計の積立額が幾らになるのか。そして、今までに事業費がどのくらいになっているか、この基金事業による執行率がどれくらいになっているか。そして、雇用創出でございますので、基金事業によって本県の雇用創出が何人くらいになっているのか。そして、この基金事業を進めるために、県としてはこの事業計画の策定、事業の目標などを設定していると思うのですが、どのような状況になっているか、まずお伺いいたします。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず、基金の積立額でございますけれども、平成 24 年度決算ベースで年度末残高が 183 億 4,178 万 5,000 円でございます。そこに今回 2,778 万 1,000 円を追加して積み立てることとなります。なお、今年度予算で計画している額は、そこから 93 億 7,300 万円余を取り崩して支出する計画でございますので、その結果としましては、今年度末は 89 億 9,500 万円余の残額となる見込みでございます。

二つ目のこれまでの雇用創出の状況でございますけれども、平成 24 年度におきましては、雇用創出数全体で 8,713 人でございました。平成 25 年度は、まだ年度途中でございますが、計画数が 3,722 人に対し、8 月末現在で 3,285 人という雇用創出の状況でございます。

三つ目の目標でございますけれども、事業計画の申請につきましては、県が独自に企画する事業に加えて市町村が企画する事業に対し、県がその事業計画を認め、審査して補助するという二つのルートがございます。全体としましては、今年度の目標数として 3,700 人余を目標として取り組んでいるところでございます。

○高橋昌造委員 私があえて執行率がどのような状況になっているのかとお聞きしたの

は、これは、国から県に対する交付金ですので、執行率を高めるためやはり県が主導して、今こういう状況だけに雇用創出を図らなければならないのではないかと。目標設定をしないで、評価も困難だと思うのです。だから、これはせつかくの交付金事業ですので、しっかり取り組んでいただきたいと。

次に、予算に関する説明書の128ページの関係でございますが、いわて産業振興センター貸付金ということで1億6,500万円とあるのですが、これについても今現在貸し付けの状況がどのようになっているか。そして、貸し付けした後に回収がおくれるような実態があるのか、実際発生しておるのかどうか、その辺のところ。そして、問題は審査、回収の状況をお聞きして、企業診断というか、そういうようなものがしっかり行われているのかどうか、まずお伺いをいたします。

○山村経営支援課総括課長 中小企業振興資金特別会計についてのお尋ねでございます。これは、産業振興センターが行う設備の資金、あるいは高度化資金の財源として貸し付けているものです。

お尋ねの返済についてでございますが、高度化資金については、貸し付けた後、事業が継続できなかつたり、廃業していたりという事業者も多く、回収できない金額が相当程度発生しております。審査につきましては、貸し付け時には計画の診断などしておりますが、その後の経済状況の変化とか、企業の状況の変化により回収できない事案は発生しております。

○高橋昌造委員 あえてきょう数字のことをお聞きしているのは、こういうような評価をするときは、数値化をきちっとやらなければ評価できないわけですよ。今実際滞留というか遅延になっている残高の推移なんかはどのようになっているのか。そういうものも当局はしっかり把握しなければならないと思うのです。

まだまだお聞きしたいことがあるのですが、あともう一つ、中小企業振興資金の貸付金の関係でちょっとお聞きいたしますが、まず貸し付けの実態がどのようになっているのか。それから、代位弁済率が何%ぐらいなのか、そのことをお聞きいたしたいと。

○山村経営支援課総括課長 貸し付けの実態でございます。平成24年度は設備の資金として26件、2億9,000万円余、設備貸与という、リースとか割賦ですけれども、そちらのほうは28件で3億1,000万円余の貸し付けを行いました。延滞関係でございますが、設備資金、高度化資金合わせて累計で18億円でございます。一番古いのは、昭和48年ごろからの累計でございますが、18億円の延滞、未収の額がございます。

○高橋昌造委員 私が今お聞きした代位弁済率なんかはどうなっているのか。実は、私はこの貸付金は、何といたっても中小企業なり零細業者、または今被災地におけるそういう人たちのためのある意味では企業へのセーフティネットなわけですよ。だからといって、原資は公金なのです。貸付金で保証協会だと。だから、どうでもいいのだということではないと思うので、しっかり数値を把握してやるべきではないのかと。

それから、先ほども申し上げたいいわゆる審査。貸してすぐに貸し倒れになるような診断

というか審査ではなく、保証協会の審査能力の向上を図る。そういう事例がないか、本当はもっと詳しくお聞きしたいのですが、きょうはこれでやめますが、いずれそういう実態を。

それから、議案(その1)の7ページ、ここに債務負担行為補正の関係があるのですが、損失補償が300万円を限度とすると。これは、日本政策金融公庫の無担保保険と普通保険によって20%、30%の割合があるのですが、実際、損失補償の限度額を設定するときに、どちらの額が多いのかどうか、それから保険の中身がどのように違うのか。そして、私の知っているところでは、日本政策金融公庫では80%、県が5%、国の補助金が15%で、それぞれ損失の填補をしているわけです。だから、今まで県として5%の損失填補をどのぐらいやっているのか、もしわかればお教えいただきたい。

○山村経営支援課総括課長 今回の中小企業災害復旧資金に係る損失補償500万円でございますが、普通保険と無担保保険の割合を50%ずつと試算いたしましたものでございます。あと、代位弁済率の5%は、岩手県信用保証協会でのこれまでの実績ですと3%程度なのですけれども、予算ということで、災害資金でもありますので、安全面をとって5%という形で積算させていただいて計算しまして、500万円と予算を計算いたしました。

○高橋昌造委員 今基本的な基金とか貸付金のことをお聞きしたのですが、もう保証協会とか何かをお願いしているから大丈夫だと、またいわて産業振興センター、出どころは公金ですので、管理だけはしっかり対応していただくようお願いをいたしたい。

観光の関係で、予算に関する説明書の58ページ、みちのく岩手観光案内板の整備事業、私はこれは本当にいいことだと思うのです。このときに、県内にどのぐらい設置なされるのか、こういうものは各市町村なり、観光協会とか、そういうところとの整合性を図って、やっておるのかどうか、お聞きいたしたい。これから岩手国体などもあるわけですので、観光の大きな目印になるわけですので、そこはひとつお願いしたい。

同じ58ページ、きのうも一般質問にもあったのですが、特定被災地域の復興緊急支援交付金ですが、この交付基準が決められていると思うので、自然災害にも対策がきちっとできるような推進をしていかなければならないと。だから、これは商工労働観光部だけではなく、いろいろな部局を巻き込んで、今回たまたまそれぞれの温泉で人身事故がなかったが、地元矢巾町の話をする大変な状況だったのです。一步間違えば負傷者から死亡事故も発生するような土砂が入ってきましたので、こういうふうなお金で交付することも大事だけれども、予防、特にも温泉地を初め観光地の自然災害対策に対する防災についてしっかり取り組んでもらいたいし、それをどのように考えているのかお聞きしたいということ。

それから、中小企業ということで、紫波町と矢巾町にも第三セクターがあるのですが、県内にも市町村営とか第三セクターでやっているものがあるわけです。そういうところにも配慮があっているのではないのかなど。きのう一般質問で駐車場なり、堆積した土砂の除去とかも対象になると。まさに矢巾町、紫波町の温泉地は対象になるわけです。今後、検討していただければということで、部長、御検討していただければということで終わり

ます。

○**橋本商工労働観光部長** 紫波町、矢巾町の町営あるいは第三セクター施設の被災状況は、私も現地に行って、矢巾温泉、国民保健センター等の土砂流入状況等のすさまじい状況については町長からもわざわざ御案内をいただいて確認してまいりました。そういった状況ですけれども、施設整備した経緯等を見ていますと、新農業構造改善事業であったり、市町村が事業主体となって、あるいは指定管理者制度をとって町から管理を受けているというような施設もございますものですから、商工労働観光部としては直接市町村に対して支援を、終局の受領者としての支援というのはなかなか難しいわけですが、市町村行政へのさまざまな支援制度、交付金制度等がございますので、今後はそういった制度導入、国の事業の導入経緯含め、市町村行政の財政支援のあり方についても関係部局ともしっかり連携をとりながら対応させていただきたいと思っております。

○**岩淵観光課総括課長** みちのく観光案内板の関係でございますけれども、現在全県の観光案内板ということで整備をする予定ですが、現在県内に75基ほどございまして、それをなるべく早い段階で整備していきたいと考えております。今回の補正予算では、当初を含めて19基ほど、かなり古い案内板になっておりますので、改修等を進めていきたいと思っております。また、それ以外に、市町村で整備をしている案内板等もございますけれども、その点につきましては、必要に応じて調整をさせていただきながら、効果的な観光客の目的、サービス向上につなげていけるように対応してまいりたいと考えております。

それから、交付金の関係でございますが、今回新しい制度として立ち上げました特定被災地域復旧緊急支援交付金でございますが、こちらにつきましては、今回8月9日の豪雨、それから台風の関係で大きな被害を受けたということで、地域経済に与える影響ですとか、あるいは本県の観光に与える影響、そういったものに鑑みまして被災地域の市町村がつくった復旧あるいは風評被害に対する補助制度に対して、県として交付金で被災地を支援しようというものでございます。基本的にはその市町村が被災地の地域の方々としっかりと協議をして、その上で市町村において補助制度の創設をします。県としては、それに対して交付金という形で支援をしようというものでございます。

それから、また紫波町の関係の第三セクターのお話もございましたけれども、基本的には中小企業対策という視点で制度を創設しておりますので、第三セクター等については除外しているところであります。

○**斉藤信委員** 予算書の44ページ、最初に、いわて求職者個別支援モデル事業費が6,070万円減となって、先ほどの説明だと財源振り替えということでしたが、どういう振り替えになったのか。そして、この事業の実績はどうなっているのか示していただきたい。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** まず最初に、財源の振り替えでございますけれども、当初この事業に1億2,000万円余の事業費を組んでおりました、当初予算で計上しておりました。そのうち6,000万円余につきましては、全体を緊急雇用事業の基金を取り崩して使うという国の補助制度でございましたので、繰入金という財源を措置しておりましたけれ

ども、今回国の補助制度が新しいものによって、国からの補助金というスタイルに変わりましたので、国庫支出金をプラス計上して、当初計上した基金からの繰入金1億2,000万円は全額減額したというものでございます。

事業の実績でございますけれども、現在県の事業としてやっておりますのは、奥州市を拠点とする県南から沿岸部をエリアとする岩手県全体の南半分をエリアとして事業を実施しておりますけれども、これまでの利用者数は270人で、そのうち、7月末の数字なのですが、就職までこぎ着けた人数は4人という状況でございます。なお、平成24年度につきましては、先ほど申しました県南地域と合わせて盛岡市を拠点に県北部をカバーする部分も事業を県でやっておりましたけれども、平成24年度、県北部と、現在も続けている県南部を合わせた両方の全体で、利用者数は1万2,600人余、就職者数は222人という実績でございます。

○**斉藤信委員** 基金は6,000万円振り替えたとなると、この基金も積み立てにならないのですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 当初予算では、基金を取り崩してこの事業に充てるという予定の予算を組みました。今回は、その取り崩し額をやめるという予算でございますので、既に取り崩して執行したものではありませんので、積み立ては今回は計上しておりません。

○**斉藤信委員** わかりました。この事業の評価、なかなか難しいのではないかと。今年度270人利用して、就職が4人ということで、昨年度も1万2,600人の利用で就職が222人と。かなり困難を抱えた人の支援事業ではあるのだけれども、これは後でまた立ち入って分析をしていただきたいと思います。

二つ目に、緊急雇用創出事業について私もお聞きしますが、先ほど昨年度、今年度の実績が報告されました。沿岸部の実績はどうなっているのですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 申しわけございません、沿岸全体の足し算をしますと、少し時間を頂戴したいと思います。

○**斉藤信委員** 足し算をしている間にもう一つ聞きます。事業復興型雇用創出助成金支援事業費、これは事業復興型雇用創出助成金事務センターというのを設置して、盛岡市のパソナ盛岡に委託していると。今回2,941万円が補正になって、今年度は総額6,832万円なのですね。人員を聞くと、センター長が1人、センター職員が15人で、これを単純に人数で割ると427万円になるのですね。これ人件費の比率というのはどういうふうな比率の委託になっているのか。人件費の基準はどうなっているのか。全体として多額かなと思っ

ているけれども、いかがですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 補正後の全体額で、9,700万円余になりますけれども、当初が6,800万円余。それに今回補正ということで、全体の合計が9,700万円余でございます。ほとんどが人件費、加えてあとは受託会社の一般管理費という内容でございます。賃金の額自体ですけれ



ども、1人当たりですが、リーダーについては240万円ぐらいとなっております。人件費が高いのではないかという御指摘でございますが、一応受託会社であり、その辺との調整の上で妥当と考えて契約しているものでございます。

○**斉藤信委員** 人件費が7,300万円。センター長が一人で、職員15人ですよ。少ない6,800万円で試算して1人当たり427万円と言ったのですね。そうすると、これを上回るわけですよ。240万円というのは月給ですか、年収ですか。計算が合わないですよ。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 先ほど申しました9,700万円につきましては、当初以降に増員した、今回の補正で5名の増員をしておりますし、それらの増員分を含めてのトータルでございます。240万円というのは基準額でございます、1人当たり給与月額は20万8,000円で算定しております。

○**高橋元委員長** さっきの緊急雇用創出事業のやつは。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 失礼しました。先ほどの緊急雇用創出事業の沿岸地域での雇用創出数でございますけれども、平成24年度の実績では3,578人、平成25年度8月末時点では1,437人でございます。

○**斉藤信委員** 先ほどリーダーの年収は240万円と言ったけれども、5人足して21人で7,400万円を割ると347万円ですよ。ちょっと違っているのではないですか。4,400万円が人件費でしょう。今職員は、センター入れて16人なのですよ。5人足したら21人ですよ。そうすると、単純に割ると347万円なのですよ。リーダーが240万円で安いのですか。基準がはっきりしないのではないですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 済みません、説明が不十分でございました。もう少し詳しく御説明いたします。

当初契約につきましては、総人員16名で6,800万円ほどで予算を組んでおります。その後4月から6月の3カ月間、この時期は、平成24年度の精算実績額が確定して、支払い作業に入る時期でございます。約5,000人分の全員の勤務実績をチェックするなど膨大な作業があったために、4月から6月の作業分について、財政課と協議の上、他の予算を一時流用する形で10名の増員をすることを認められ、そういう契約をいたしました。今回予算として補正いたしますのは、その分に加えて、今後の分としてさらに5名追加する。先ほど申しました10名は、瞬間風速で6月でもう打ち切りしております。今後、年度後半分として、16名に対して5名追加しようとするものでございます。単価については、先ほど説明したとおりでございます。

○**斉藤信委員** 昨年度は6,317万円の契約なのですよ。昨年度だってこういう規模なのですよ。4月から6月にそういう仕事がふえたと、ではふえた増額分は当初の6,800万円に入っているのですか。プラスされたのではないですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 増員した10名は、当初の6,800万円の見込み以外の部分でございます。そこに純増して追加しようとした分でございます。

○**斉藤信委員** これは丸投げのような形で委託しているのだけれども、きちっと今後精査

をしていただきたいし、資料を後で提供していただきたい。

それで、緊急雇用創出事業で先ほど数が出ましたけれども、今年度は 3,285 人のうち 1,437 人ということですね。被災地のほうが半分以下というのもちょっと残念なのだけれども、前年度と比べると全体としても半分以下になって、来年度はさらに 3 割減という通知をしているということですが、そうですか。

**○高橋特命参事兼雇用対策課長** そのとおりでございます。来年度の見込み額としては、済みません、3 割という説明をしたことがございますが、きちんと計算しましたら約 4 割の減少になり、基金の全体、今年度、先ほど 93 億円と申しましたけれども、それに比べると来年度執行可能な基金の予算枠というのは約 4 割減の 58 億円程度と見ております。

**○斉藤信委員** これは、厚生労働省の場合は来年度も概算要求していますね。認められた場合にはさらに拡大されると、こういうことでいいですか。

**○高橋特命参事兼雇用対策課長** 今年度厚生労働省が概算要求に出しておりますのは、事業実施期間を 1 年延長するという、制度延長の要求でございます。先ほどの来年度見込み 58 億円というのは、その制度延長が認められた場合、58 億円ということでございます。それが現行のルールどおりでありますと、来年度執行できる額は、おおむね 42 億円程度。ことしやっている事業が同額で来年度も行われれば 42 億円ということになります。

**○斉藤信委員** わかりました。

では次に、58 ページの特定被災地域復旧緊急支援交付金について私もお聞きしたいと思います。これは、岩手県の商工労働観光部の英断だったと思います。それで、盛岡市はこの交付金を受けて、上限 1,000 万円以上の経費がかかる場合には上限 2,000 万円の補助と。1,000 万円以下の場合には、経費の 4 分の 1 補助ということで、きのうの一般質問で高橋但馬議員から、土農工商ではないかという話もあったのだけれども、1,000 万円以下の場合の 4 分の 1 というのは中小零細企業が対象になりますので、なかなか厳しいと思います。それと、温泉の源泉施設については上限 5,000 万円の補助ということですから、かなり頑張った成果だと思います。

盛岡市の場合、対象件数がそれぞれどうなるのか。それと雫石町、鶯宿温泉、さらには今回追加補正された松川温泉。八幡平市、雫石町では、どういう要綱で補助が具体化されるのか示していただきたい。

**○岩淵観光課総括課長** 交付金の対象の関係でございますが、まず盛岡市につきましては 10 月末までに申請書を出すということで、それを受けて、盛岡市におきまして具体的な作業が始まってくると考えております。したがって、現時点では、盛岡市で積算上、予定しているものということで御報告をさせていただきたいと思っております。つなぎ温泉につきましては、12 施設ほどございますが、清温荘は除きますが、12 施設全てで補助対象と伺っております。

それから、雫石町におきましても 7 件全てが補助対象と聞いております。それから、八幡平市ですが、まだ制度設計ができておりませんので、これからと伺っております。

○齊藤信委員 盛岡市は12施設が全て補助対象だと、1,000万円以上の被害あったところは、これ12施設全部ですか。

あと雫石町も7施設が対象なのだけれども、これは盛岡と同様の補助要綱になっているのか。補助要綱はどうなっていますか。

○岩淵観光課総括課長 確認でございますけれども、先ほど盛岡市つなぎ温泉の場合12施設全て補助対象と申し上げましたが、その中でも2分の1、4分の1と分かれている状況がございますので、2分の1が、例えばつなぎ温泉の関係でいきますと……

○齊藤信委員 見込みでいいから言ってみて。

○岩淵観光課総括課長 つなぎ温泉のケースでいきますと、1,000万円以上ものが7件ということです。それ以下が5件でございます。

鶯宿温泉については1,000万円以上が1件。

要綱の関係ですが、雫石町におきましても盛岡と基本的にはほぼ同様の形で制度をつくったと伺っております。

○齊藤信委員 わかりました。夏の観光シーズンの直前の被害で、この対策は東日本大震災津波に対する県の独自支援策を継承したものとして、これは評価をしておきたいと思えます。1,000万円以下の場合の4分の1というのが、なかなかこれはもう少し検討の余地があるのではないかと。制度設計は市、町になっていきますので。ただ、盛岡市がこう言っているのです。1,000万円以下の場合には県の交付金を充てられないので4分の1になったと言っているようですが、県の震災関係の修繕費補助は1,000万円以下の場合には上限200万円なのですね。同等の補助になるのかなという感じはしていますが、1,000万円以下の場合には交付金対象にならないというものがあつたのかどうか、そこだけちょっと確認しておきます。

○岩淵観光課総括課長 今回交付金を交付するに当たりまして、算定に当たりましては、委員御指摘のとおり、中小企業被災資産復旧事業費、これを参考にいたしました。ただ、そうはいっても、被災地の被害の実態と申しますか、そういったものにも即しながら、県としては対象経費を例えば拡大するとか、これは例えば駐車場の土砂の撤去費用とか、そういったものも含めましたし、あるいは全地域の受ける影響の度合いということで、源泉管理の部分については積算をふやしたと。風評被害の部分についても、一定の配慮をいたしまして対応してきたところですが、積算上は1,000万円以下のものについて、対応は、県としては今回積算上は入っていないということでございます。

○齊藤信委員 そこがネックになって、1,000万円以下が4分の1になったという経過があるようです。交付金だから、積算上はそうであっても市の判断で2分の1にすることができたのではないかと申しますけれども。その点は、本会議でも議論になったところなので、今後何らかの知恵を集めていく必要があるのではないかと。

最後になりますけれども、56ページなのですが、被災中小企業重層的支援事業費468万円、この中身について示していただきたい。

○山村経営支援課総括課長 被災中小企業重層的支援事業費の補正内容ですが、グループ補助金の審査の補助の人員、現在7人分を予算措置しておりますが、件数等もふえておりますので、3人分の人件費として増額をお願いしているものです。

○斉藤信委員 グループ補助の審査体制の強化ということでした。今年度の第1期は10グループの申請で5グループが決定しましたが、今第2期を申請中ですね。第2期はどうでしょう。今年度、3回に分けてということがあって、第1期の申請が少なかったような気がします。今の申請状況はどうか。

○山村経営支援課総括課長 今年度2回目の募集は終わりました、8グループから応募がありました。前回10グループ、今回8グループ、次回も予定されておりました、そういったスケジュールを申請者も勘案しながら検討していらっしゃると。

○斉藤信委員 今年度の場合には商業者グループという枠も持っていたわけですが、第1期、そして今回の申請で商業者グループはどうなっていますか。

○山村経営支援課総括課長 商業者のグループでの申請はございません。

○斉藤信委員 商業者グループの枠をとって県としてはかなり重視して支援をしているのだと思うけれども、申請がないというのは立地する用地の確保、その他問題があると思えますが、どう受けとめていますか。

○山村経営支援課総括課長 委員お話しのとおり、商業ですので、立地場所が定まらなければ事業計画が決められないという面が一番大きいかと考えております。

○岩淵誠委員 この際でやろうかと思いましたが、今質疑の中で触れられておりましたのでここでやらせてください。緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金について、補正の予算にも出ておりますので、お尋ねします。これにつきましては、先ほど質疑にあったとおり、当初今年度で終了で、ことしは1年間延長していくということにして、当然財源設計上は基金ですね。本来であれば今年度で枯渇するという状況になっておろうと思えます。問題は、1年延長が不透明な中で、いろんな対応が出ているという意味で指摘したいわけですが、これ仮に、単純に言いますと、1年延長が認められない場合には、この事業の終了によって雇用が失われるのは、先ほど計画にあった3,700人、上限でそれぐらいの雇用が失われるということによろしいですね。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 先ほど申し上げた3,700人の中には、今年度事業開始をして現行制度の中でも来年度まで継続できる分が含まれております。その分を抽出査定しておりませんが、現行制度で今年度末をもって事業の更新が認められない、新規事業の立ち上げができなくなる分は、残り50億円分ぐらいということになるかと思えます。

○岩淵誠委員 そうすると、単純に今のところ制度が終了した場合に、離職せざるを得なくなると、単純に契約が切れるという人数というのは出ませんか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 手元の資料でその算定はしておりません。

○岩淵誠委員 いずれ相当な数に上るかと思えますけれども、これは不透明なところですね。市町村によっては、もう既に終了を見据えて、いわゆる離職を前提にした説明会が行

われると。大槌町が先頭を切ってやっているのですけれども、これは実際には予算編成にも影響してくる話ですから、この時期に決まっていなくて非常に厳しいと思います。第一、離職しなければならないかどうかというのは、労働者にとっては半年を切っている中で決まらないというのは非常にきつい話だと思っているのですが、県としては、そのあたりは国とのやりとりの中でどのような感触をつかんでおりますか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 厚生労働省におきましては、今年度、岩手県を含め宮城県、福島県、いわゆる津波被災地3県の基金の残高状況を確認の上、概算要求に期限延長という形で要求を出したものと認識しております。これまでも年度途中の補正予算等で基金交付額が追加されるなどしながら、事業期間は延長されてまいりましたので、現在なお被災地の復興の途上という状況を国も十分理解しているものと考えれば、期限延長の概算要求は認められる可能性が強いだらうと推測しております。

○岩渕誠委員 わかりました。そういうふうになればいいですが、ただ一方で、緊急雇用の問題をめぐっては、そういう財源ベースで認められて新規にできるかどうかという問題とは別に、いわゆる行政ベースでの緊急雇用対策人員が民間の人手不足を招いているのではないかという指摘があります。恐らくそういったことが背景にあって、事業費4割カットというところも県としての考え方があるかと思うのですが、民間の人手不足と緊急雇用対策の基金の問題をどのように整理して、来年度予算の確保という方針になったのか、お示しをいただきたいと思います。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 正直申しまして、現在の求人、求職状況と緊急雇用創出事業で創出する雇用数、これを数値的に比較して、来年度の減額見込みを立てたものではございません。現在の基金全体額を最大限活用する意味で、これぐらいの額になるだらうと考えたものでございます。ただ一方で、先日沿岸被災地である大槌町で緊急雇用終了後の再就職に対する説明会を開いたというニュースも流れておりましたけれども、その考え方の中には、あくまでも緊急のつなぎ的な雇用を行政がつくるのであって、本来の民間求人へ、就職が成立するのが望ましいものだらうと考えております。そういう意味では、被災地支援等について継続すべき事業については、何とか予算をやりくりしてでも、緊急雇用創出事業を継続しながら、雇用創出のための事業については極力民間の求人のほうにシフトしていくような行政の誘導も必要ではないかと考えております。

○岩渕誠委員 確かに被災地の自治体を回りますと、町として、町の産業として興したいものに対してなかなか労働移動が行っていないと。そして、将来的な町の再生ということには大きく絡んでくる。とはいえ、今ないので、この緊急雇用創出事業を使って何とか回していると。きょうのお話で、1年延びるかもしれないという話がありましたけれども、ぎりぎりの隙間の中で、どのような判断をするかというのは、それぞれ市町村も苦しいところだと思うのですが、そういうことからいいますと、既存の制度の延長をして新規に雇用を創出をするという部分と、労働移動を促して、いわゆるマッチングも含めてですけれども、そういう対策をきちんととっていかないと、結果とすれば大きな労働損失とい

いますか、そういうところにつながるのではないかと思いますので、労働移動に対しての政策はどのように展開していくつもりなのかお示しをいただきたいと思います。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 特にも沿岸地区の市、町について考えておりますことは、今回大槌町が先行して進められておりますけれども、緊急雇用創出事業で現在働いている方々については、アンケートをとりましたら、就職に関する情報が欲しいということ、就職に関するセミナー等の開催を望むという声がありました。従来我々はハローワーク等から十分情報は提供されているものと考えておりましたが、仕事を探している方々については、それで足りない、もっと欲しいという現実のニーズがあるということになりましたので、そこのところについては、今後残り半年間、今年度末に向けて十分対応してまいりたいと思います。

一番力を入れていきたいのは、そのマッチングをうまく進めるために、一つは情報提供、その提供の仕方も地元を抽出するであるとか、業種別にソートをかけるとか、さまざまな形で、見る人たちが見やすい形で情報提供をしていきたいということがございますし、もう一つは就職相談の頻度を高めて、今回雇用が切れる人たち、対象者は明らかになっておりますので、そういったところにきっちりサービス、支援を提供できるように取り組んでいきたいと思っております。

○岩淵誠委員 まとめて聞きますが、やはり政策のステージが変わりつつある、いわゆるリエゾンの期間だと思っております、そういうふうになるリエゾン部分での政策、どこを踏み込むかというのをもう少し明確にしないといけないのかなと思っております。今課長からも話がありましたとおり、やはりマッチング支援というものをまずはどういうふうに強めて、アクセルを踏んでいくかという部分と、産業振興の観点から地元企業をどういうふうにやっていくのかということをもう1度、2段アクセルを踏まない、単純にグループ補助金がついたからいいですよと、そういう話では全くないと思いますから、その辺をぜひ精査していただいて、早目に来年度予算に向けた取り組み、またアナウンス効果も結構ありますから、事業費ベースでは来年度になっても、今年度のうちからどうするかということをきちんとしていただきたいと思います。

それから最後に、これは数字をお聞きしますけれども、一つ産業振興政策の中でグループ補助金の問題、やっぱりきちんと本設できるかどうかというのがあって、先ほどあったように、土地利用計画が決まらなるとなかなか進められないというもの、これは雇用確保の部分があるわけですが、この委員会でこの問題は何度も取り上げておりますが、いわゆる事故繰りですね。予算の執行に縛りがある中で、事故繰りになりそうなもの、そろそろ半年前になって、ある程度明らかになってきていると思います。昨年までの状況はお聞きしておりますが、今年度の今後の見込み、それから対応についてはどのようにお考えなのか、聞いて終わります。

○寺本雇用対策・労働室長 緊急雇用についてでございます。おっしゃるとおり、今まで本当に、まさに明日が苦しいという形の方々を中心に念頭に置いた緊急雇用対策というも

のが一段落、ちょっと変わってまいりまして、有効求人倍率等々の状況から見て、雇用の質の状況をアップするですとか、今緊急雇用で雇用されている方、あるいは瓦れきの処理とか、そういった方々に対するきめ細かな対策が必要だと考えております。したがって、一つは、民間の企業に対する流動ということ、先ほどのマッチング等について丁寧に行っていくということと、我々のサイドでいいますと、事業復興型の予算というものもありまして、これは来年度も積み増しをするように国で要望しているところでございますが、そういう形でうまく着地ができるような形で、今後雇用対策を進めてまいりたいと考えております。

○山村経営支援課総括課長 グループ補助金に係る事故繰りの件でございますが、今年度当初は82の事業者に対して事故繰りの手続をとりました。来年度に向けては、事業の執行状況なりを精査中でございます。

今後の対応ですが、まず第一には、いろいろな事情はありますが、年度内の完了を事業者の方にはお願いするというのが一つ。二つは、とはいえいろいろな用地が確定しないとか、最近では資材が調達できない等の事情も顕著になっておりますので、そういった事情を、被災地の実情を勘案して柔軟な取り扱いをするように従前からお願いしていますし、事務レベルでも中小企業庁の課長補佐に直接お願いしたり、意見交換などを続けております。

○高橋元委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、商工労働観光部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 休憩前に引き続き委員会審査を続行いたします。

この際、執行部から山田町の緊急雇用創出事業について発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 山田町の緊急雇用創出事業について、お手元の資料に基づきまして説明いたします。

平成 23 年度、24 年度に山田町が実施した緊急雇用創出事業のうち、NPO 法人大雪りばあねつと。に委託した山田町災害復興支援事業は、平成 24 年 12 月の事業破綻後、そのずさんな経理実態が判明したことから、今回平成 23 年度分についても再精査をしたところでございます。この事業に係る補助金額は平成 23 年度末に交付した額が 4 億 3,000 万円余でありましたが、今回の再精査の結果 2 億 6,200 万円余となり、その差 1 億 6,700 万円余は返還の対象となるものであります。

再精査における考え方でございますが、平成 24 年度事業を既に検査しておりますが、その際の検査と同様に、事業目的に沿った執行であること、そして支払い証票等で確認できるかどうかにより整理を行いました。この件につきましては、既に平成 23 年度末の完了検査でも確認を行ったところではございますが、当時の説明と異なる事実が判明したのもございます。また、これまでに明らかになった受託者の経理の実態を踏まえ、計数チェックに加え、その支出内容の質的な部分を吟味したところであり、支出の明細がわからない、あるいは事業との関連を確認できないものなどは今回補助対象外としたものでございます。

資料裏面、2 ページ目に、再精査で補助対象外とした主な内容を経費の項目ごとに整理いたしました。まず、人件費ですが、勤務実態が確認できない失業者雇用人件費 200 万円余、監督人件費 400 万円余のほか、本来被保険者が負担すべき社会保険料等を NPO 法人が肩がわりしていたもの及び先ほどの対象外人件費見合いで減額となる保険料、合わせて 2,000 万円余がでございます。

次に、人件費以外の経費では、項目の四つ目に旅費交通費で、旅行者または旅行目的の記録がなく事業との関連が不明で対象外としたものが 120 万円余、二つ下の消耗品で、購入備品の残存価値分の返還を求めるもの 140 万円余、事業との関連が認められないもの 180 万円余。二つ下の修繕費で、その実態が建設工事であり、緊急雇用創出事業で認められていないものであったもの 2 件、280 万円余。下寄りになります。材料費で、その実態が建設工事であったもの 2 件、280 万円余。失礼しました、先ほどの修繕費、次に下寄り材料費で、修繕費同様、実態が建設工事であったもの 3 件、5,300 万円余。二つ下のリース費で、山田町からの事業受託前のレンタカー代、270 万円余及びオール・ブリッジとのリース契約でリースの実態がないと判断したもの 6,400 万円余などでありました。今後町の予算措置の状況を確認の上、町に対する補助金返還に係る所要の手続を行いたいと考えております。

なお、参考のため 3 ページ以降に参考資料 1 として、以前に委員の皆様へ報告しました当該事案と山田町から NPO 法人に対する委託事業の概要及び平成 24 年度分実績確認の結果報告を、参考資料 2 として、県と市町村の補助金交付契約に係る事務処理の流れと緊急雇用創出事業全体のスキーム図を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○高橋元委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありますか。

○神崎浩之委員 今回は、平成 23 年度分の再精査というお話でありました。2 ページ目



のところ、再精査の結果と書いておるわけなのです。再精査における考え方ということで、使途が事業の目的に合致しているか、証拠書類があるかどうかということだったのですが、金額の多寡についてはどういうものだったのか。そのものに関して目的に合って、領収書等があった場合に、べらぼうに高いものではないのかということは精査されているのか。話に聞きますと、例えば制服費があるのですが、これは再精査後もこのとおりの金額と認めているようでありますけれども、ブランドものの制服を着ていたというような話も聞いておるわけなのですが、金額の多寡についても精査をされているのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 ただいま例示で御指摘いただきました制服等、その目的に対してその支出額が妥当かという多寡については、除外としたものはございません。

○神崎浩之委員 目的に対して合致しているかということ、いろいろ県の精査もあるのですが、一般的にはどうかというようなことも見受けられるのでありますけれども、これで精査したということでもあります。問題になるのは、平成23年度から県としてどういうふう  
に監査していったのかということがよく話題になるわけなのですけれども、これについての経過を教えてくださいたいと思います。いずれ震災後、皆様も初め、山田町もさまざまな状況の中で何とか復興のためにとみんな汗をかいたところでもあります。それはそれとして、公金でありますので、県としても山田町並びにNPO法人に対して、きちっとそのときから精査して事業を執行していかなければならないと思っているわけでございます。県の平成23年度からの監査結果、監査と指導等についてお聞きしたいと思います。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 途中も含めての県の指導の状況でございますけれども、事業実施するに当たって、担当者ベースで山田町から内容について相談を受けたりすることはあろうかと思っておりますけれども、私どものこれまでの調査の中で記録として残っている、いわゆる監査、検査的なものとしましては、平成23年12月に今後の完了検査に向けて注意事項としてさまざまな指導をしたと。その内容の中心は、きちんと関係書類を整理して、完了検査のときスムーズに進むように書類整理をしてくださいよということを中心にした平成23年12月の指導。その後平成24年3月に、完了検査の事前検査的な形で検査を行って、その際は先ほど申し上げた書類整理等がなされていなかったということで、事業完了後に行う正式な完了検査に向けて、この書類整理をきちんとやってくださいと指導等も行っておりました。

完了検査におきましては、山田町から、県は契約対象の相手は山田町ですので、山田町から事業の報告、それに係る支出の記録等の提出を受け、その内容についてチェックして、支出額については、それらの書類で確認されたということで、完了検査で了とし、支出したものでございます。

むしろ事業の実施内容についての指導という意味では、日常的に相談されれば、それらに対して相談に乗るという形での対応はあったかと思えますし、基本的には緊急雇用創出事業は市町村が企画して行う事業ということでございますので、こうでなければならぬ

という事業の内容について県から型にはめたものは余りなかったらと考えております。

○**神崎浩之委員** 一番最初、平成23年12月の完了検査を前にして、このときはどういう心配があったのか。これだけの金額が支出の目的に沿っていない使い方がされているというもの、平成23年12月の完了検査を前にしたそのときの注意というお話がありましたけれども、そのときはどうだったのですか。これぐらいのものがあるという感じも受けていたのかどうか。それで、平成23年度は了として、平成24年度もさらに事業継続しているわけなのですが、その辺について、最初のところはどうだったのですか。それに対して、部長からも最後にお聞きして終わりにいたします。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 先ほどの平成23年12月の検査でございますけれども、その時点で、既に事業費が2億6,100万円余の規模になっておりました。これだけの規模の事業でございますから、たとえその内容がいいものだとしても、当然後々県の検査はもちろんでございますけれども、国の会計検査も調査対象として注目するであろうということを想定して、そういった検査に円滑に対応できるように書類の整備をしてくださいという趣旨でございました。

これは多少推測が入ってまいりますけれども、当時の県の宮古地域振興センターの考え方として、この事業についての疑いは持っておりませんでした。その理由は、山田町の復興がおくれ、民間事業も復興しない中で、100人余の雇用を創出する、しかも震災直後においては、さまざまなボランティア活動で貢献したという印象を持たれておいて、その印象の延長上として緊急雇用でかなりの数の雇用を創出している事業と認識していたものと考えております。県以外で作成した記録として、地元紙が公衆浴場の整備について大きく取り上げた記事も載っておりますが、頑張っているというトーンのように、今読めば受けとめられるものと私は感じております。

○**橋本商工労働観光部長** 平成23年12月時点における事前の検査の時点におきましては、当該NPO法人と山田町との契約関係の中で行われている事業ということで、書類上については、今後かなり整備をする必要があるのではないかという点が認められたという報告を受けておきまして、その後、平成24年3月の事前の完了検査の時点まで是正されるかどうかということをしつかりと確認していきたいというのがその時点における見方でした。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○**高橋元委員長** はい、議事進行。

○**斉藤信委員** 今平成23年12月の完了検査における注意事項を指導したと。その当時は、全くその事業について宮古地域振興センターは疑念を持っていなかったと言うけれども、平成23年12月と平成24年3月の注意事項と事前審査の中身を文書で出してください。そんなことはないのだから。とんでもない実態だということで注意事項をやっているのですよ。これ文書を出させて議論しましょう。委員長、よろしく頼む。この間議論してきた話なのだから。

○高橋元委員長 文書は準備できますか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 できます。

○高橋元委員長 それが出るまで、暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 再開いたします。

委員の皆様にお諮りいたします。先ほど斉藤委員から議事進行のありました件について、資料配付の上審査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 それでは事務局から資料を配付させます。

〔資料配付〕

○高橋元委員長 質疑を続行いたします。

○岩淵誠委員 私からは、再検査の結果の中身について、立ち入ってお伺いします。

平成 24 年度にも人件費の勤務実態が確認できない新規雇用の失業者 3 名分の人件費がありましたけれども、今回の新規雇用失業者の人件費、これは何人分で、平成 24 年度の支出とリンクしたのかどうか。それから、この失業者は勤務実態が確認できないという具体的な中身、例えば架空の人物なのか、あるいは、住所的にちょっとそこには通えないような人なのか、それをお示しいただきたいと思えますし、それから平成 24 年度の資料の中にはなかったのですが、勤務実態が確認できない監督人件費というのがあります。これは、いわゆる被災者というか山田地区の方と認識していいのでしょうか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 最初の新規雇用失業者ですけれども、今回は 2 名、対象者は平成 24 年度で除外した 3 名のうちの 2 名でございます。

確認できないと内容でございますけれども、事業所に出勤していた状況が確認できないということでございます。

次に、監督人件費でございますけれども、これは地元雇用ではなくて N P O 法人関係者でございます。

○岩淵誠委員 初め 2 名は、やはり同じ人だったなと思えますが、確認できないというのは、その人は実在しているのでしょうか、そこまで確認しているのでしょうか。それから、勤務実態の確認ができない監督人件費は、やはり N P O 法人の方ということですが、この方は住所等あるいは在郷との関係において具体的にどういう方だったのか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 実在はしております。監督人件費のほうでございますけれども、住所は北海道と聞いております。代表者と、もう一人は親子関係、ほかの 2 人は、戸籍上の関係はないけれども、元妻の親子と聞いてございます。

○岩淵誠委員 やはり危惧しておりましたけれども、人件費は実在するけれども、架空だという形でありまして、まさに復興事業を身内の者にとということで、一番悪質なのかなという気がいたします。本当に趣旨を著しく逸脱したという点で、改めて悪質さが明らかに

なつたと思ひます。

一方で、再審査における考え方のイのところで、完了検査時の説明と異なる事実が判明した場合は云々というのがあります。この1億6,700万円余の返還対象のうち、完了時の説明と異なるということをもって返還対象に繰り入れたものはどの程度か。それから、ウに関して経理状況を踏まえて返還対象にしたものは幾らなのか。それぞれで示していただきたい。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 大変申しわけございません。資料に出しておきながら、それに合わせた計数管理をしておりますんですけども、異なる事実が判明したもの、御質問のその該当額は幾らかという数字は計算してございません。申しわけございません。主なもので御説明申し上げますと、異なる事実が判明した部分の大きな内容としましては、2ページ目で申しますと、材料費の個別具体的に示しました3件でありますとか、リース費における除外したものが主な内容でございます。

次に、ウに挙げております再精査の時点で、事業との関連が確認できないものと申しますのは、例えば内訳で申しますと、一番上の運賃にある宅配便の請求書支払い記録はあるけれども、一体何を送ったのかは確認できない。これは、具体的にたまたま残っていた一部送り状の中に、明らかに事業とは関係ないであろう内容が記載された封筒も保管されていたために、そういったものが多数含まれている疑いがあるということで、内容を確認できないものは、領収書があっても全て除外しております。

それと同じような形で燃料費、北海道での給油伝票、領収書はあるけれども、何をしに行った際の給油かわからないなど、除外した主な理由の欄に、不明であるとか、関連が明示できないと記載したものが主な内容でございます。

○岩渕誠委員 異なる事実の観点でいうと、これは御蔵の湯の関係で、それ以外は詳細が異なるということですが、これは根本的な話をすれば、山田町と大雪りばあねつと。の関係において、どのような話になっていたのかということからいうと、県から見れば異なる事実なのでしょうけれども、山田町から見れば異なる事実に見えるのかどうかという認識はどのように感じますか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 山田町の認識につきましては、わかりかねることはございますけれども、少なくとも平成24年度、同じような形での支払いが多々あるわけでございますけれども、補助対象外とした全額について、現在損害賠償請求で裁判を起こしているということが山田町の考え方ではないかと考えております。

○岩渕誠委員 わかりました。なぜ聞いたかという、異なる事実というのは、それぞれ捉え方によるわけでありまして、ただだまされたのか、だましたのかという問題は残るのですが、それ以外の経費については、平成23年度の完了検査、あるいは山田町の精査の中で、当然出てきてもよかつたものではないのかなと。したがって、その額というのがどの程度あつたのかというところを聞いたかつたわけでありましてけれども、こういう指摘についてはどう感じていますか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 今御指摘の点につきましては、山田町が設置して行った第三者調査委員会の報告書の中でも、なぜこれに気づかなかったのかと、そういった指摘が何カ所かで出ております。県におきましても、一応計数的な確認等、通常の完了検査を行ったつもりではございましたけれども、結果として、こういう状況になったということは重く受けとめなければならないと考えております。

○岩渕誠委員 わかりました。基本的に、これは何度も言いますが、山田町と大雪りばあねっと。の関係において、大きく問題の原因というものがあろうかと思っておりますが、一方で今反省が改めて示されましたけれども、県の監督責任というのが免れるわけではないということだと思います。

最後にしますけれども、1億6,700万円余の返還対象ですが、今後の具体的なスケジュール、返還の命令という形になろうかと思っておりますが、今後のスケジュールを明らかにしていただきたいと思っております。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 この資料の末尾に書いていますとおり、山田町の予算措置の状況を確認の上ということで、今後山田町もこの返還のためには議会に歳出予算を計上した上でなければ返還もできないということがございますので、県とすれば、遅くとも平成25年度の2月補正予算までには、この債務及びそれに伴う基金への積み戻し予算を計上したいと考えております。

○斉藤信委員 最初に、資料を出していただいたことからお聞きします。

この詳しい中身は平成24年3月16日の復命書の裏にありますね。平成24年3月16日というのは、平成23年12月に指導してやったやつですよ。何と書いているか。会計等書類の整備状況、できていない、よって検査、確認することが不可能。大雪りばあねっと。ではどんな書類を準備すればよいか理解できていない模様。

話にならないではないですか。この段階で4億3,000万円なのですよ。これは平成23年12月の段階で指摘されていることなのですよ。現金出納帳がなかった。領収書がなかった。平成23年12月の指導事項というのは、もっと詳しいのはないのですか。平成23年12月の指摘が全く具体的ではないよ、これ。12月の指導事項を隠しているのではないですか。隠していませんか。

平成23年12月に指導して、平成24年3月にやって、これですよ。ここにあなた方が、宮古地域振興センターが異常だと感じなかったら、それ自体が異常ですよ。そう思いませんか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 平成23年12月の記録につきましては、先ほどお配りした内容が全てでございます。その結果、平成23年12月の指導を受けて平成24年3月の状況で気がつかなければというお話については、確かにここについては危機感を持って対応したものだと考えております。

○斉藤信委員 雇用対策課長、そんな答弁ではだめだ。あなたは、さっき、平成23年12月の時点で宮古地域振興センターはこの事業について何か問題があるという認識がなかつ

たと言ったではないですか。だから異常だと言っているのですよ。いいですか、平成 24 年 3 月になってもこんな状況ですよ。現金出納帳がない、領収書がない、検査確認することが不可能。どんな書類を準備すればよいか理解できていない模様だと。こんな NPO 法人に 4 億 3,000 万円のお金を出したのですよ。部長、平成 23 年 12 月の段階で重大な危機感を持たなければだめだった、ましてや平成 24 年 3 月でもこうですよ。この異常な事態について、あなたはどう思いますか。これがまともな NPO 法人のやることだと思いますか。

○橋本商工労働観光部長 平成 24 年 3 月時点の復命書の関係の認識でございますけれども、ここに報告されているとおり、会計処理としてはかなり問題のある処理にとどまっているということが報告されたと受けとめて、しっかりと最終の完了確認検査までに整理をしないといけないと。そういう危機的な状況にあるということは、そういう認識を持ってしかるべき内容だと受けとめております。

○斉藤信委員 平成 24 年 3 月の指導事項では、リース料、旅費、消耗品等の領収書類が不備多数。存在する領収書について、内容を確認した結果、どこに何をしに行った旅費か不明。消耗品は何を買ったか不明。支払額とリース契約が不一致。こうなっているのです。

この時点で、平成 24 年度の 7 億円の緊急雇用創出事業をやる資格はなかったと思う。そして、実際にあなた方は完了検査を通して、再精査をしたら 1 億 6,749 万円が不適正だったと。この時点で不適正がわかっていたのですよ。あなた方は、完全に指摘しながら見過ごした。見過ごしたというか、隠したというか、容認したというか。結果として、この異常な事態を招いた県のチェック体制に重大な問題があったと思いますが、部長、どう思いますか。

○橋本商工労働観光部長 今回の再精査によりまして、返還を求めなければならない事態に立ち至ったということについては重く受けとめなければならないと考えておりますし、今後この種、緊急雇用創出事業の適正な執行にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 平成 24 年度の 5 億円余も、今回の 1 億 6,700 万円余も、山田町民の自腹で返されるのですよ。この重みを県の執行部はしっかり受けとめるべきだと思いますよ。あなた方は、返還請求すればいいというわけではないのです。こうした事態に立ち至った責任の一つは県にあると思います。あなた方のチェック体制に。知らないでやったのではないのだ。これだけ具体的な、重大な指摘をしていながら、すんなり完了検査を通してしまった。平成 24 年度の 7 億円を超えるような緊急雇用創出事業を認めてしまった。二重の誤りを岩手県は犯してしまったのですよ。これは許されないことだと思います。

だから、徹底して岩手県としても検証すべきだ。これだけの指摘をしながら、なぜ完了検査をすり抜けたのか。これは絶対看過できない問題だと思います。徹底して検証すべきだと思いますが、部長、いかがですか。

○橋本商工労働観光部長 県といたしまして、この事案につきましては、まずきちんと事業を計画どおり実施しなかった NPO 法人大雪りばぁねっと。が第一義的に説明の責任を

負うべきものと考えておりますし、そういった問題の結果として問題となったNPO法人に事業を委託した山田町としても、そういう事態に立ち至ったことについて事情を把握した上で再発の防止に努め、本来のあるべき緊急雇用創出事業についてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。私どもといたしましても、山田町との契約関係の中で、NPO法人との直接のかかわりは持たないという制約はありますけれども、今後ともこういった事案が発生しないように、しっかりとした体制と、事業途中、途中における適切な指導監督をしながら事業の遂行がなされるよう適切に努めてまいりたいと思っております。

**○斉藤信委員** 今の結論が私はよくわからないのだけれど。いいですか、5億円、さらには1億6,700万円、何の責任もない町民が自腹で返すのですよ。そして、その経過には、県政のかかわりについて指摘しています。第一義的にNPO法人が問題なのです。問題のNPO法人に全面的に癒着して進めた山田町の責任も許しがたいですよ。当時の町長や指導部は何らかの責任をとらなければだめだと思っておりますよ。しかし、県が完了検査をやって、7億4,000万円の事業を認めたという、そこに問題がなかったのかと。なぜチェック機能が働かなかったのかと。これは前代未聞の不祥事ですから、県として検証すべきだと。どこに問題があったのか、責任があったのか、ちゃんとやるべきだと思います、これだけの事件は。そのことを改めて部長に聞きたい。検証をするのか、しないのか。

**○橋本商工労働観光部長** この事案につきましては、今後山田町からの返還等も含め、全体の事業の完結を図るプロセスにおいて、どこに原因があったかについては内部で検討、検証させていただきたいと考えております。

**○斉藤信委員** これはしっかりしていただきたい。県が全く責任ないわけではない。そのために県があるのだから。完了検査にしても、新しい事業を認める場合だって、計画を持たせてやっているわけだから。大体、やらせてはならないNPO法人にやらせたのですよ。そういう判断の時期はたくさんあったのですよ。

少し具体的に立ち入ってお聞きます。一番の焦点だったのは、やっぱり御蔵の湯なのです。御蔵の湯について、県と山田町は何度もやりとりをして、材料費、リースだったらできるという回答を県は与えた。その結果、NPO法人は直接盛岡市の建設会社に仕事を発注してつくったのですよ。全く違法なやり方だった。実態としてはリースではなかった。あなた方は、リースなら認めると言ったのだったら、どういうリース会社なのか、実体があるのか確かめなければだめだった。問い合わせがあったのだから。今回、事実上建設工事ということで返還の対象になりましたが、県の対応が全く生ぬるかったと思いますが、いかがですか。

**○高橋特命参事兼雇用対策課長** 御蔵の湯の建設経過につきましては、県は正確には、その都度都度相談を受けて、それを進めてきたわけではございませんので、承知しておりません。先ほど委員から、県と山田町が何度もやりとりをしてという御指摘をいただきましたけれども、私どもが確認する限りでは、そういった詰めた協議をしたということは確認されていないことは一応御報告申し上げたいと思っております。

これまでの県議会本会議等の中でも御説明してまいりましたが、御蔵の湯については、現状のような内容を把握して、それをリースというベールに包んでという指導ではなく、例えば施設整備について、建設工事は認められていないが、どういう方法があるだろうとかということに対しては、リースという方式はこの事業では認められるという制度について説明したということは内部の調査でも確認をしております。

○**齊藤信委員** 何度もここで議論しているから、あなたがそんな弁解がましいことを言っていたらだめだ。結果として、これは建設事業で対象にならなかったのだから。あなた方は問い合わせを受けたのですよ。材料費、リースならできるという悪知恵をあなた方が教えたのではないですか。そのとおりやって、これは建設事業だとなったのですよ。大体材料費、リースならできるなんということを言ったことが間違いだ。NPO法人の緊急雇用創出事業で入浴施設をつくった。いいですか、今回あなたが返還を求めているのは6,436万円ですよ。こんなのできるわけがないではないですか。実際にやったら、リース会社を確認する。本当のリースなのか、建設なのか、そのぐらいのチェックするのは当たり前でしょう。責任感じていないのですか、あなたは。

○**寺本雇用対策・労働室長** まず、時点ごとに御説明しなければいけないと思います。

最初に、宮古地域振興センターに制度説明された時点では、御蔵の湯みたいな計画ということで示されたものではございません。その後、建築が近くなりまして、担当者にもうわきで、山田町には固定された施設としてつくられていると。それにお金が使われているらしいといううわさがありまして、山田町に照会したという事実がありますので、事前の段階で県が知っていて、こういうことをやることを容認したというものではございません。

2点目、その後見て、建設ではなかったかという疑念は持ちました。持った上で、平成24年3月までいろいろ整理して、平成24年4月、5月の完了時点で、山田町にリースの関係とか組み立ての関係とか、それぞれ文書回答をいただいて、山田町の回答がリースである、建設ではないというものですから、県としてはそれを認めたというものです。なお、それについて、結果について不適切ではないかという御批判は当然そのとおりだと思います。

言いわけでございますけれども、建設を認めない趣旨といいますのは、これは財産の取得を認めないという趣旨でありまして、最終的には壊すという前提だったものですから、2年後にはなくなるということも一つの要因ではなかったかと、今現在は推測しているものでございます。

○**齊藤信委員** 言いわけにもならない言いわけですよ。御蔵の湯のことに関しては、宮古地域振興センターと山田町でいろいろやりとりがあって、山田町がまとめて、こういうことでいいですかと、材料費、リースならできるのですねということで確認してやったのですよ。これは町長の特命だったとも言われているから、NPO法人だけではない、山田町のかかわりも重大だと思いますよ。

しかし、実際にそうやって御蔵の湯がつけられたら、あなた方が今チェックして、リー



スだったらどこがリース会社なのだと。オール・ブリッジなどという全くでたらめな架空のリース会社だったのでしょ。そういうチェックもしなかったらだめなのですよ。何千万円、億という金をかけてやったわけだから。平成 23 年度の事業のでたらめさというのは、もっと早い時期にあなた方がチェックできたはずだ、やる気になれば。そういう意味で、御蔵の湯という問題は一つの転換点だったと思います。

もう一つ、前回の委員会的时候に、高速ボートの問題を取り上げました。これはリース料の中に入っている、恐らく 6,436 万円の。これは存在が確認できないというか、確認できるのだと思うのだけれども。高速ボート 1,050 万円。実際には購入したものだったと、リースではなかったと前回は答えられています、このリースの不適正支出の中身について示していただきたい。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 ここに、リースの対象物件の存在が確認できない（受託者が直接購入）と書いております。こういった表現にしましたのは、今回の補助事業の成果としての報告が、リースをして、その経費としてこれだけの支出をしましたという報告でありましたが、我々が今回いろいろ調査した結果、リース契約書に記載された物件が、同じものが NPO 法人——ここに括弧書きで書いておりますけれども——NPO 法人が直接購入しているとすれば、リースの対象物件、これこれを借りたとは言っているけれど、そもそも必要があるのか、リースしたものは一体どこにあるのだと、請求してきたものを否定するという形で今回補助対象外という判定をしたので、こういった回りくどい表現となってしまいました。

リースを除外した内訳でございますけれども、先ほど口頭の説明でも申し上げましたとおり、オール・ブリッジとリース契約を結んでいたものでございます。内容としましては、合わせて 8 件。内容を読み上げますが、小さいゴムボート、50 万円余。災害対応機材一式 1,600 万円余。スーパーハウス 9 連棟——これはプレハブです——630 万円。御蔵の湯の建物 2,400 万円。船外機 84 万円。移動式高圧コンプレッサー 294 万円。高速ボート 1,050 万円。除雪機 357 万円でございます。

このうち、当方で口座記録から受託者が直接購入したと、契約書に載っている同じものを受託者が直接購入したと確認したのは、災害対応資機材の 1,600 万円のうち 150 万円余、御蔵の湯 2,400 万円、移動式高圧コンプレッサー、高速ボート及び除雪機でございました。それ以外のゴムボート、災害対応資機材の 1,400 万円余、スーパーハウス 9 連棟、船外機につきましては、ほかの事業の実施状況から、その蓋然性が高いという判断をしたものでございます。

○齊藤信委員 リースというのが全くでたらめだったと。そもそもリース会社の実体がないのですから当然だと思います。だから大雪りばあねっと。とオール・ブリッジとの契約書というのは、事実上、これは偽造ですね。実際に NPO 法人自身が購入したのも今言われたとおりですから。これは全く偽造になるのではないかと思いますけれども、いかがですか。オール・ブリッジがかかわったのはみんな偽造だということになりませんか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 法律論に入っていくと、社会常識では当たり前と思っ  
ても、そのようにいかないことがございまして、今委員から御指摘があった偽造とい  
うことですが、交付した相手方に対して偽りであれば法律的には偽造になるそうなの  
ですけれども、このリース契約書の取り交わしはオール・ブリッジと大雪りばあねっ  
と。の間で取り交わされた契約書でございまして、法律的には偽造とは言えないら  
しいと。

○斉藤信委員 直接NPO法人が購入したのにオール・ブリッジと契約したら、これは  
偽造ではないのですか。売り手はNPO法人に領収書を出しているのですよ。御蔵の湯  
もそうです。NPO法人が直接発注しているのですから。オール・ブリッジが介入す  
る余地、全然ないのですよ。ただ、あなた方をごまかすためにそういう計画書をつ  
くったと。それは全く事実に反するものになるのではないかと思います。オール・ブ  
リッジが全くの幽霊会社だという実体をあなた方が把握したのはいつですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 平成24年11月1日です。

○斉藤信委員 余りにもおそまつな話ですね。平成24年11月1日というのは、完全  
に事業が破綻していたときではないですか。それまであなた方が見抜けなかった。  
平成24年3月の完了検査でさえ、これだけの問題を指摘しているのですよ。この  
鍵を握ったのはオール・ブリッジなのです。現金出納帳も領収書もなかった、そ  
れをどうやって完了検査でごまかしたのかお聞きしたい。恐らく偽造したのだ  
でしょう。領収書も何も。それにあなた方がめくら判が押したとすれば、この責  
任は重大ではないかと思いますが、どうやって完了検査をすり抜けたのですか。  
今その完了検査の領収書を調べてみたら、全くでたらめだったということにな  
ったのではないですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 先ほどの復命書に会計等処理の整理状況として  
検査確認することはできないという記載がありますが、今回の再精査の際には山  
田町から、再度証拠書類の提示を受けまして、そのコピーとして残して、私も全  
部見ましたけれども、領収書類はございます。当時の指導事項の趣旨は、そう  
いったことから、これは推測になってしまいますけれども、全く整理されてい  
なかった。帳簿記録、帳簿というか支出内訳書と申しましたらいいでしょう  
か、について、これの証拠書類を出してくださいと言われれば出せない状況。  
どこにあるか、この山の中に入っていますというような状態ではなかったのか  
と推測いたします。

○斉藤信委員 後からわかったのは、現金出納帳もなかった、領収書もなかつ  
たですから、何かに集めてごまかしも含めてやったのだと思います。

今までも指摘したように、平成23年度、5回の契約変更があるけれども、第4  
回は平成23年12月20日です。5,000万円の契約変更。きれいに5,000万円とい  
うこと自身が異常ですよ。そして、第5回が平成24年1月25日、これは1億7,  
000万円ぐらいの変更になっているのですよね。これは、いわば不足払い、も  
う使い切ってしまうって、不足した契約変更だったと、私の調査ではなってい  
るけれども、そこいらを調査しましたか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 この契約変更に当たりましては、当然県との  
補助金交付

契約も変更しております、その中においては不足払いということは確認されておられません。

○寺本雇用対策・労働室長 ただいまの御質問は、恐らくこの4億3,000万円のほかに、最終的に今回のNPO法人が倒産したことによる裁判によりますと、これ以外に2億円ぐらい赤字があって、債権者がいる状況になっています。その債権者がいるということは、平成23年度末の時点でも、今の段階から見ると、委託料を超えた債務が生じていたのではないかと想像できるということだろうと思います。ただ、県はNPO法人についての監督権限とかがございませんので、その当時も今もそうですが、預金通帳を持って追いかけるというような調査はしておりません。そういう意味で把握しておらなかったというものでございます。

○斉藤信委員 平成24年度に何で発覚したかという、7億4,000万円の事業費を使い切って給料を払えないというので破綻したのです。そのパターンは平成23年度から起きていたと指摘しているのです。平成23年12月20日の第4回変更、これがきれいに5,000万円。そして、平成24年1月25日に第5回契約変更をやること自体が異常ではないですか、年度末で。雇用人数が全然変わっていないのに、1億7,000万円ぐらいなのですよ。

あなた方、私が繰り返しこの問題を指摘しているのに、それを真面目に調べようとしなないということ自体がおかしい。平成23年度に、このNPO法人が破綻したほとんどの問題は出ていたのです。そこできちんとちゃんと県が対応していたら、少なくとも平成23年度でこの問題は処理できた。それを見過ごして平成24年度に5億円を超えるような不正支出につながってしまったと。本当に許されないし、あなた方の検証は極めて不十分だ。議会でこれだけ具体的に指摘されているのに、真面目に調べをしようとしなかったら、真実を隠そうとしているということになりませんか。これは部長に聞いて、もう終わります。もっと真面目に、ここで取り上げられた指摘、疑惑についてはきちんとやると。それでこそ教訓が出てくるのですよ。部長、いかがですか。

○橋本商工労働観光部長 これまでも議会で御議論をいただいたことも踏まえまして、最終的に全容解明に向けて、県としても最善を尽くしてまいりたいと思います。

○吉田敬子委員 これまでほかの委員がほとんど質問、指摘等をされているので、私から何点か確認させていただきたいのですが、先ほど部長からも検証されていくというお話でしたので、ぜひやっていただきたいと願っております。

大雪りばあねっと。は、震災前の事業規模というのが数百万円程度だったというのを聞いております。今回の緊急雇用創出事業は、大雪りばあねっと。以外にもたくさんあると思うのですが、そういった、それまでの事業規模が数百万円程度だったNPO法人が、それ以上の事業規模になっているNPO法人を県では把握されているのかどうか。今回の大雪りばあねっと。以外のところも含めて、現在年1億円以上の事業数が、緊急雇用創出事業の中でどのくらいあるのか教えていただきたいと思います。

もう一つが、先ほど部長から、商工労働観光部では、NPO法人と直接のかかわりを持

たないということだったのですけれども、こういったことがもう二度と繰り返されないように県として対応していくべきだと思うのですが、今現在チェック機能というのはどのような体制になっているのかお伺いします。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 NPO法人を契約相手とする事業で、今回のように、過去の事業規模に比較して大きく拡大したものを1件ずつ、事業に当たって、調査をしておりませんので把握しておりません。1億円以上の契約については、ただいま確認した上で御報告したいと思います。

それと、NPO法人との接触及びチェック体制でございますけれども、今年度事業につきましては、今年度以降、委託事業につきましては事業期間中に2回以上、中間検査をするようにと通知を出しております。事業途中途中の段階で、少しでも問題点があるのであれば早目対処という意味で、年2回以上、中間検査をするようにと通知を出しております。8月下旬に一度調査をいたしました。実施率はさほど高くなかった。それは、事業開始からの経過期間の問題もあるかもしれませんが、そこも含めて9月末時点の実施状況は再度現在調査しております。調査がおくれているところに対しては、県の市町村に対する指導監督のあり方として、市町村がきちんと指導監督してくださいというところを助言なり指導していきたいと考えております。

○吉田敬子委員 大雪りばあねっと。以外にそういった事業主がないことを願うのですが、緊急雇用創出事業で新しい公共事業というところを、NPO法人に担ってもらいたいと頑張っている中で、こういったことがまた起こってしまうと残念ですので、事業体がそれを担えるかどうかということもきちんと把握した上で、今後のチェック機能の部分にも引き続きやっていくべきだと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

もう一つ、最初のほうは、数値は後ほどいただくことにします。よろしくお願ひします。

○高橋元委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

この際、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

○菅野教育長 このたび発生いたしました教職員の不祥事案について御報告を申し上げたいと思います。

先般、紫波町立紫波第一中学校に勤務する事務職員が同校の事務室内の金庫に保管していた現金百数十万円を窃取した疑いで逮捕されるという事案が発生いたしました。当該職員は、現在も拘留中でありまして、私どもとしてもまだ事実確認が完全にはできておりませんが、今後の刑事上の手続の状況等を注視しながら対応してまいりたいと考えてございます。

なお、今回の事案とは別に、関連は明らかではございませんが、同校では現金及びUSBメモリーの盗難に係る被害届を提出しておりますので、学校側の現金や金庫の管理等に

も問題がなかったのか、今後確認していきたいと考えております。

また、県立花巻清風支援学校の非常勤職員が酒気帯び運転で検挙されるという事案も発生してございます。東日本大震災津波からの復興に向けて一丸となって取り組んでいる中、教職員としてあってはならない不祥事が続き、教育に対する信頼を裏切る事態となりました。改めておわびを申し上げたいと存じます。

教育委員会といたしましては、両事案とも適切かつ慎重に事実関係を確認の上、法令等に照らし厳正に処分するとともに、再発防止に万全を期してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、こうした状況を深刻に受けとめ、教育委員会全体が一丸となって県民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○高橋元委員長 次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。

議案第1号平成25年度岩手県一般会計補正予算（第2号）、第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係、第11款災害復旧費、第7項教育施設災害復旧費、第1目学校施設災害復旧費のうち教育委員会関係、第2目体育施設災害復旧費及び第2条第2表、債務負担行為補正中、1、追加中8、2、変更中21を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○堀江教育次長兼教育企画室長 教育委員会所管の平成25年度一般会計補正予算について御説明申し上げます。議案（その1）の6ページをごらん願います。

教育委員会関係の歳出の補正額は、10款教育費のうち1項教育総務費、4項高等学校費、5項特別支援学校費及び7項保健体育費並びに11款災害復旧費の7項教育施設災害復旧費うち総務部所管分を除く3,279万円余を合わせた6,175万円を増額しようとするものであります。その内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、事業ごとの補正額については省略させていただきますので、御了承願います。

お手元の予算に関する説明書70ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、本科目内の外国青年招致事業費について、外国語指導助手の退職及び採用に伴い報酬等の節間補正のみ行おうとするものであり、目としての予算の増減はございません。

4目教育指導費の児童生徒健全育成推進費は、児童生徒及び保護者等に対して情報モラルに関する啓発を行うため、体験学習用スマートフォン等を用いた指導や出前講座を実施しようとするものであり、次の特別支援教育推進事業費は、北東北3県の特別支援学校が合同事業検討会などを開催し、県境を越えた広域的ネットワークを構築しようとするものであります。

次の県立学校復興担い手育成支援事業費は、被災地域における復旧復興の即戦力となる人材や将来を担う人材を育成するため、工業分野、商業分野及び福祉分野の県立高等学校計6校を指定し、生徒の学習支援や教員のスキルアップを図ろうとするものであります。

71ページをごらん願います。4項高等学校費、2目全日制高等学校管理費の施設等管理

費は、未利用となっております県立学校用地の売り払いに要する経費を増額しようとするものであります。

5目学校建設費の校舎大規模改造事業費は、県立学校のバリアフリー化を進めるため、県立不来方高等学校の教室等にエレベーターを整備しようとするものであり、その設計に要する経費を増額しようとするものであります。

72ページをお開き願います。5項特別支援学校費、1目特別支援学校費の施設整備費は、県立花巻清風支援学校高等部の普通教室の不足を解消するため、特別教室等の新設並びに既存の特別教室を普通教室に転用整備しようとするものであり、その設計に要する経費を増額しようとするものであります。

73ページをごらん願います。7項保健体育費、2目体育振興費のスポーツ健康科学サポート推進事業は、スポーツ健康科学に基づく選手及び指導者に対するサポートを強化するため、体力測定器等を整備するなど、支援体制の強化に要する経費を増額しようとするものであります。

次に、少しページを飛んでいただきまして、81ページをお開き願います。11款災害復旧費、7項教育施設災害復旧費、1目学校施設災害復旧費の教育委員会学校施設災害復旧事業費は、東日本大震災津波により被災した県立宮古高等学校ヨット部の部室の災害復旧に要する経費を増額しようとするものであります。

次の2目体育施設災害復旧費の体育施設災害復旧事業費は、本年8月9日の大雨、洪水災害により被害があった県立御所湖広域公園艇庫の浮き栈橋等を復旧しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。恐縮ではございますが、議案（その1）にお戻りいただきまして、7ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正、1、追加の表中、教育委員会の所管分は、8の特別支援学校施設整備であります。県立盛岡となん支援学校の校舎整備に係る設計期間が2カ年にわたる見込みとなったことから、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、9ページをお開き願います。2、変更の表中、教育委員会の所管分は21の学校施設災害復旧事業であります。被災した共同実習船「翔洋」の代船建造工事及び県立高田高等学校の校舎等新築工事について、いずれも平成25年度から翌年度以降にわたって施工される工事費等に係るものであり、事業費の変更等に伴い債務負担行為の限度額を変更しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○岩淵誠委員 簡潔に。県立高等学校共同実習船建造の請負契約締結に関してお尋ねします。入札参加資格が三つあるわけではありますが、そのうちの第1番目には、いわゆる実績主義ということが記されております。今回の入札は、いずれも県外業者でありましたが、そもそもこうした実習船というのは数が多くないと思いますし、それ以外の警備船等につ

いても数が限られている中で、こうした実績を有するという条件を当てはめた理由、そしてこの条件に合致する県内業者がおるのか。もしこの実績主義を廃した場合に、県内業者で該当になると思われる技術的な要件を占めていると思われる業者がどの程度あるのかお示してください。

○宮澤学校施設課長 一般競争入札の際に付しました条件でございます。今回の場合、条件の中の2番目として、対象船舶を建造するために必要な船台等を現に有しているという規定がございます。これらにつきましては、今回公告するに当たりまして、まずこの実習船が大きさ、それから機能等につきましては近海漁業をする漁船に準じたものではございますが、ただ実習船という特徴がございますので、実習に必要な施設、生徒、教員の居住性とか、実習船として必要な部分等というのがございます。そういったことから、今回資格を検討するに当たり、そういう技術力を持っていることを3番目で挙げております。

失礼しました。総トン数ということが一つございます。総トン数が170トン以上でございますけれども、被災しました実習船、翔洋に対しまして、若干トン数がふえているわけでございます。これらにつきましては、先ほど生徒の居住性とかそういったことを申し上げましたけれども、船の内容をグレードアップしたというところでございます。その分のトン数のアップを入れたという内容でございます。

それから、対象船舶を建造するために必要な船台等を現に有しているということでございますけれども、これは該当する漁船等に相当する船台ということです。それから、技術能力につきましては、建造する能力があるということです。

○高橋元委員長 岩淵委員、議案第34号であるのです。

○岩淵誠委員 では、これは後でやります。

特別支援学校の整備計画が出ておりますけれども、それに関連して、先般出ておりました。学級数が教室不足という話が出ていました。今回この特別支援学校の整備については、新設校舎については、かなり前倒しをして、ここ何年かでやってきたということについては高く評価しております。そのもとになったところについては、知事も就任当初に実際に特別支援学校の校舎に行き、図書室から図書を廊下に出して、そこを教室にしていたりとか、一つの教室をカーテンで仕切って二つでやっている現状で、早く進めなければいけないと、財政措置があったということで進めたことは理解をしているのですが、現実として、それに追いつかないぐらい生徒がふえてきているという中で、次の計画をどうするかを待ってられない状況だと思うのですが、今回の予算に出てきて、進むものもあろうかと思いますが、計画の見通しを示していただきたい。

○佐々木特別支援教育課長 今委員御指摘のとおり、特別支援学校、特にも知的障がいの子供たちに対して教育を行っております支援学校については、教室不足という状況が続いています。内容的にも特別教室の転用とか、今お話しにありました図書室等の管理教室の転用、教室の間仕切り等々を行って対処してきているところでございます。これまで、平成21年度には前沢明峰支援学校の産業実習室を増築、一関清明支援学校の増改築、平成

24年度に、盛岡みたけ支援学校では倉庫を改修して実習室を整備してまいりました。

今回9月補正で花巻清風支援学校高等部の特別教室につきまして新築をと考えておりますけれども、今後につきましては、不足数の特に多い盛岡みたけ支援学校、前沢明峰支援学校等につきましては、現在教室不足等を解消するための整備について学校等と検討しているところでございます。

そのほかの学校につきましては、教室不足の解消に向けて、次期特別支援学校の整備計画の中で十分そこは検討していきたいと思っております。平成22年度末に、本来であれば次期整備計画を検討するところではございましたけれども、御承知のように3月に東日本大震災津波があったことから、一時中断しているところでございます。

**○岩渕誠委員** 整備計画の凍結があったことも、その不足数に拍車をかけているという実態であるとするれば、特にも特別支援学校は、私も初めて行ったときに健常者の学校では考えられないですね。カーテンで仕切って同じ教室を二つに分けているとか、図書館から本を出してやっているというのは、極めてショックを受けたわけであります。確かに全体の整備計画の中で進められるという考え方もあるのでしょうけれども、教育を受ける権利、環境整備の観点から、極めて問題があると言わざるを得ないと思います。一部の凍結解除も含めて具体策をやっていかないと、いつまでたってもこれは進まないと思うのですが、どう考えていますか。

**○菅野教育長** 委員からお話のありました特別支援学校の教室不足について、特別支援学校はどうしても1クラス当たりの定員が3名、6名で1学級を構成するという通常の小中学校とは違う状況がございまして、将来の学級数を読みにくいというところがございます。各県とも非常に苦慮してございまして、同じような調査で、宮城県は百何十教室足りないという報告がございしております。本来であれば、全体の整備計画をつくって整備を進めたいということなのですが、現状、県立高等学校の整備計画も含めて全て凍結していて将来を非常に見通しづらくなっていると。ただ一方で、そういう子供たちの状況を一つでも二つでも解消していかなければならないということで、今回の補正予算に花巻清風支援学校の整備をお願いしているところでございますが、一つ一つこれから学校の状況をお伺いして、まずやれるところを最大限やっていくと。一つ一つ解消に向けて努力していくということが大事だろうと思っておりますので、今後ともそういう努力を進めてまいりたいと思っております。

ただ、特別支援学校の将来的な構想につきましては、今後国におけるインクルーシブ教育の考え方の中で、どう子供たちを育てていくのかということもございまして、その辺は全体的な状況を見ながら慎重に検討していかなければならないと思っております。

**○岩渕誠委員** わかりました。いずれこれはすぐ対応しなければならない問題でもありますし、これは哲学の問題の部類に入ることなのだろうと思っております。特にも教室の不足もそうでありまして、例えばトイレの問題、男女兼用になっているとか、いろいろさまざまな問題もあるようでありまして。最低限、今整備をしなければならないということが、



どうも特別支援学校の場合は後回し、後回しになっていると。インクルーシブを必ずそう  
いうときには使うのだけれども、現実問題としてインクルーシブまでいくには時間がかか  
るし、インクルーシブでないところで今学んでいるわけでありますから、相当の無理をし  
てでもやらないと、本当に岩手県の教育の哲学、根本にかかわる問題だと思いますので、  
ぜひ最大限の御努力をいただきたいと思えます。終わります。

○小西和子委員 私も施設整備費のところでございますけれども、ただいま岩渕委員から  
も質問がありました。私も各特別支援校にも行ってきました。特に盛岡みたけ支援学校に  
は何度も足を運びました。とてもびっくりするような教育環境についての改善は、これか  
らどのように図られるのでしょうか。恐らく盛岡となん支援学校とのかかわりがあると思  
いますので、スケジュールも含めてお伺いします。

○菅野教育長 特に大きな課題は盛岡みたけ支援学校でございます。あそこは、御案内の  
とおおり、みたけ学園との調整等がございますし、逆に現状敷地の中で、建築基準法の規制  
から、もうこれ以上建物を建てられないという制約もございます。ただ一方で、希望され  
るお子さんがふえていらっしゃる。今お話のありました盛岡となん支援学校につきまして  
は、療育センターの移転に伴いまして、一体となった整備を今計画してございます。そう  
しますと、現校舎があいてまいります。実は、あの校舎についてはまだまだ耐用年数が残  
っている。現在の盛岡みたけ支援学校の校舎に比べますと非常に立派な校舎ですので、ぜ  
ひともあの活用を考えなければならない。

そういったところで、何とか一つでも二つでも解消できないかと思っております。ただ、  
それにはちょっと時間がかかると。どうしても盛岡となん支援学校を整備してからでない  
と、あそこがあきません。ただ、それを待ってられない部分もございますので、盛岡み  
たけ支援学校と御相談しながら、何が現状の中でできるのか、これまでもやってまいりま  
したが、いずれやれることを最大限やってまいりたいと思っております。

○小西和子委員 もう一つの問題としては、2校舎制というのがありますね。2校舎制に  
ついては、今後はどうするつもりなのか。そのままいくのか。職員会議も開けないような  
状態です。高等部が移動してということになりますけれども、非常に不便でありますし、  
管理する側も苦労しているということは直接伺っております。個々に対応するのではなく  
て、全体を考えて動かなければならない時期に来ていると思うのです。岩渕委員も言いま  
したけれども、子供たちの人権というのが忘れ去られているのではないかと思う実態を見  
ておりますので、大変なことが起きる前に早く手を打ってほしいと思えます。

それから、釜石でもいろいろな動きがございます。保護者の方の思いもわかりますので、  
担当課長も御苦労されていると思うのですけれども、県全体として、早目早目に対応して  
いかなければ、行き詰まってしまうと思うのです。保護者の方々の怒りといいましようか  
——そういうのも直接お話を伺っていますので——伝わってきます。ということで、全体  
にかかわって、どのような計画でいるのかお伺いしたいと思えます。教育長、どうでしょ  
うか。

○菅野教育長 県立学校、特別支援学校をどういうふうに全体的に整備していくかというのは、私どもの大きな課題だと思っております。直ちにやらなければならないのは、被災した学校の再建。これは急務でございますし、それから耐震基準を満たしていない校舎があります。これはもう早急にやらなければならない。そして、今委員からお話のあった特別支援学校が——高等学校が今までの高等学校再編のときの整備を行いましたので——それに比べると、全体として耐震基準は満たしているものの老朽化が目立ちますし、特別支援学校を希望される子供がふえてきている。こういったところでどう対応していくかということ。私どもとしてやらなければならないことは、そのとおりだと思っております。

これは全体の県の予算をどうやるかという問題もございます。教育委員会だけで決められる問題ではございませんので、私どもが持っている予算の中でどうするかということと、県全体の予算の中で、どう進めていくかという両方の問題がございます。大震災津波からの校舎の復興、あとは子供たち一人一人の安全を守るために耐震基準を満たしていない学校の整備、特別支援学校の整備、こういったものにそれぞれ優先順位をつけながら、全体として少しでもよくなるように努めてまいりたいと思っております。

○斉藤信委員 予算の項目に従って聞いていきます。

70 ページの児童生徒健全育成推進費、情報モラル教育ということでしたね。これは、本会議でも議論になった課題でありました。本会議でも簡単な答弁があったのですが、今の小中高生の携帯電話、スマホの携帯状況、所持状況、利用時間の状況。いわゆるスマホ中毒といわれる問題が最近大きな社会問題にもなっていますが、まずその実態を示していただきたい。

○大林生徒指導課長 携帯電話等の所持率にかかわる部分ですけれども、平成 25 年度の全国学力学習状況調査の結果によれば、スマートフォンを含んだ携帯電話を——この質問は、持っていない者という質問ですので——持っていないと答えた岩手県の小学校 6 年生は 65.5%、中学校 3 年生は 57.2%。また、高校生については、県の高等学校長協会が本年 8 月に実施した調査によりますと、スマートフォンを含んだ携帯電話の所持率は 96%であると伺っております。

続いて、インターネットもしくは携帯電話等の使用時間にかかわりますが、全国学力学習状況調査によりますと、平日、インターネットを 2 時間以上使用している、小学校 6 年生が 8.5%、中学校 3 年生は 26.1%、高校生につきましては、先ほどの高等学校長協会の調査によりますと、2 時間以上携帯——これはスマートフォンも含みますけれども——使用しているのは 37.9%という調査結果です。

○斉藤信委員 中学校 3 年生だと、持っていないが 57%ですから、持っているのが 5 割弱ということになると思います。高校になると 96%が持っている。それで、2 時間以上の使用ということになると、中毒に近いのではないかと、3 時間以上だったら、完全に中毒状態。授業時間はやっているわけではないと思うので、それを除くと、生活時間の半分ぐらいスマホに拘束されているということになるのではないかと。事態は極めて深刻だと思

ます。全ての子供たちを対象にしたきちんとした教育をやらないと、既に中毒にかかりつつある、かかっている、こういうことを前提にした情報モラル教育を行わなければならないのではないかと思います。その点については今回の予算措置では、総合教育センターに一定の設備をつくって研修すると。研修程度では何ともならないのではないかと思います。ですが、どういう効果があるのかということと、小学校6年生ぐらいからは本格的な、全ての児童生徒を対象にした情報モラル教育をやらないと手おくれになってしまうのではないかと思います。その対応はどうでしょうか。

○大林生徒指導課長 今委員御指摘のように、インターネットもしくは携帯電話の普及に伴いまして、児童生徒の情報活用能力の育成が求められているということがありますし、一方で、使い過ぎによる児童生徒の生活習慣の乱れ、ネット依存、ネット上のいじめ、もしくは犯罪被害等、深刻なトラブルも懸念されているという状況であります。それで、情報モラル教育につきましては、小学校、中学校、高校、それぞれの学習指導要領に、その発達段階に合わせて必ず学校で行うようにというものもありますので、現時点でもそれぞれの小中高の発達段階に合わせて、各校では100%情報モラル教育は行っております。ただ、スマホにかかわるさまざまなトラブル等も、小学校でも中学校でも高校でも聞こえてくる現実もありますので、それを今後の学校教育の中でやっぱり考えていかなければならないというふうに思っております。

あとは、携帯電話、スマートフォンの問題につきましては、保護者への啓発も大変重要になってくるものと考えておりますので、警察からも啓発リーフレット等の提供等も受けておりますので、連携をしながら進めてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 各校100%やられているというのだけれども、どういう形で、例えば総合学習の時間とか、どの程度の頻度で、どの時間、どういう中身でやられているのか。保護者の啓発が必要だと、そのとおりののですが、これはどういうふうにやられているのでしょうか。

○大林生徒指導課長 情報モラル教育につきましては、今おっしゃいましたような総合的な学習の時間とか、特別活動の時間、授業時間ではないのですけれども、ホームルームの時間等も使いながら、子供たちには指導していると状況があります。保護者への啓発では、先ほどもお話をしましたが、警察からのリーフレット等を、例えば入学式の後の保護者説明会等に配ったり、子供たちを通して保護者に配る方法もとっておりますが、それであるとなかなか直接保護者に届かない現実もありますので、学校に保護者が来ていただいたとき等を活用しながら、配布している状況等もあります。

○斉藤信委員 本会議の答弁で、県警本部長が、本県において8月末現在青少年のための環境浄化に関する条例違反等11人が性的被害となる事件を検挙していると、こういう答弁がありましたね。これは把握されていますか。どういう経過でそうなったかわかりますか。

○大林生徒指導課長 全部で11件、これは学校から全部事故報告が来ているものではございませんけれども、携帯電話、スマートフォン等を使っての出会いの中で被害に遭って

いるということは把握しております。

○**斉藤信委員** 既にこうした被害者が出ているわけだから、さらに被害が出ないまでも中毒症状に陥っている、その危険性もあると。これは深刻な現状だと思うので、新しい課題というか、どんどん広がる可能性のある課題ですから、本腰を入れた取り組みをやるべきではないか。教育長の姿勢をお聞きしたい。

○**菅野教育長** 斉藤委員の御指摘のとおりでございます。確かに学校でいろんな取り組みをしているわけなのですが、言葉だけとかパンフレットだけでは子供たちにとってその危険性を伝えるのは難しいだろうと。ですから、今回お願いしておりますのは、実際にスマートフォン等を活用しまして、触ってもらって、スマートフォンにこんなことを書き込んでいるのだけれども、第三者から全部見られているのだと。実際に使って、日常的にやっていることがどういう結果をもたらしているのか、第三者から全て見られているという実体験を少し経験してもらわなければならないだろうと。そして、それは親御さんもまさしかり、携帯電話、スマートフォンは便利なのだけれども、こういう面もありますよということを実体験していただく。そのためには、機器やソフト開発も必要です。統一した環境の中で実体験をしてもらわなければならない。そういう取り組みを今回やって、少しでも危険に近づくことを阻止していく。今、持つなどと言っても無理だと思いますので、そういう取り組みをやっていききたいと。

○**斉藤信委員** 新しい重大な課題に私たちは直面していると。そういう危機感を持って、警察任せにならないで、連携も必要だけれども、子供たちの健全な育成という点で全力を挙げて取り組んでいただきたい。

次に、同じページですが、県立学校復興担い手育成支援事業費で、地元の担い手をつくらうということですね。これは、県内全域だと思うけれども、特に被災地において、地元にとどれだけ定着しているのか。ことしの卒業生、来年度の見込みはまだ出ていないでしょうか。今年度でもいいです、今年度はどのぐらい。就職内定率もかなり改善されているのだけれども、そういう状況をあわせて示していただきたい。

○**川上高校教育課長** 内定の件につきましてですが、岩手労働局の昨年度3月卒業生の調査によりますと、釜石地区の県内就職者数は、205名中91名、宮古地区は167名、前年度よりも県内比が釜石地区、宮古地区とも高まっております。大船渡地区が153名に対しまして77名でございます。前年比より若干下がっています。それから、久慈地区ですが、県内就職者、希望者が237名のうち95名ということで、前年度よりも上がっている状況でございます。

○**斉藤信委員** 今回の取り組みで、効果というのがどのような形で発揮されるのか、簡単に教えてください。

○**川上高校教育課長** 対象になっている学校が、沿岸地区ですと久慈工業高校になりますけれども、資格取得等にかかわる研修等を入れておりますので、この生徒たちが資格取得も可能であると。あわせまして、久慈工業高校の場合には、中学生も呼びまして、その分

野に対する興味、関心も喚起するというような授業も考えているところでございます。それから、宮古商業高校につきましては、商業系でございますので、そういった方面で貢献できる生徒、流通等の理解を進めて貢献できる生徒を育成したいと。

それから、福祉も対象になっておりますが、どちらかといいますと、教員養成、資格のスキルアップを図りまして、福祉にかかわる生徒たちの育成に寄与しようということで、若干間接的ではありますが、そのような取り組みを進めていくということでございます。

○高橋元委員長 あとどのくらいありますか。3時になりましたので・・・

○斉藤信委員 では、休憩しましょう。

○高橋元委員長 それでは、10分間休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○川上高校教育課長 先ほど斉藤委員の御質問にお答えしたところですが、数字につきまして、前年度のものを申し上げてしまいましたので、改めまして平成25年3月卒業生の数字に変えさせていただきたいと思っております。大変申しわけございません。

今回は、地区ごとの求人数、就職者数、県内のみということでお答えさせていただきたいと思っております。

釜石地区ですが、176名の求人に対しまして就職者が175名でございます。それから、宮古地区ですが、140名に対して140名。大船渡地区が89名に対しまして89名。久慈地区が117名に対しまして117名。いずれの地区も前年より上回っておりまして、およそ15%から最大五十三、四%上回っているという状況でございます。

○斉藤信委員 次に、きょうは特別支援学校費の施設整備費にかかわって質問がありました。私からもお聞きをしたいと思っております。特別支援学校の教室不足数の状況を、全体と学校ごとに示していただきたい。

○佐々木特別支援教育課長 特別支援学校の教室不足の調査につきましては、文部科学省が全ての公立特別支援学校に対して、毎年実施していただいております。平成24年の調査におきまして、本県で教室不足があると回答している学校は次のとおりでございます。盛岡となん支援学校5教室、盛岡みだけ支援学校15、同校の二戸分教室が3、同じく奥中山校が1、花巻清風支援学校18、前沢明峰支援学校16、一関清明支援学校千厩分教室4、気仙光陵支援学校1、宮古恵風支援学校8、久慈拓陽支援学校4、以上10の本校、分校、分教室で、合計75教室が不足しているということでございます。

○斉藤信委員 これまでも議論されて、特別支援学校の教室不足数75というのが、岩手県の教育行政の中で最もおくられている、深刻な課題の一つだと思います。それで、平成22年に特別支援教育推進プランで整備計画を立てようとしたと。しかし、このとき立てられ

なかったのは、東日本大震災津波が理由ではないのですよ。東日本大震災津波は3月なのだから。国の方向が定まっていなかったというのが一つ大きな理由です。それから数年がたってこの特別支援学校の不足数というのは放置できない事態に来ているのではないかと思います。超党派的な声ではないかと思います。

それで、特別教育推進プランというのがパブリックコメントされて、最終的にまとめられようとしているが、パブリックコメントをしながら県議会に報告がない、説明がない。私はいかなものかと。県議会の意見を聞くというのは、まずパブリックコメントとあわせてやられる必要があるのではないかと。これは教育長に、なぜそういうふうになっているのか。これは、正すべきではないかと思いますが、いかがですか。

○菅野教育長 全体を見据えてやる必要がございますが、今議論しておりますのは、国の方向が定まらないので、現行計画の見直しというところにはとどまっております。議会の議決をいただくべき計画、条例等の解釈の問題、これまでの経緯等を踏まえ、現在検討を進めているところでございます。したがって、こういった計画を行う場合の県議会との関係につきましては全庁的な課題もあるかと思っておりますので、その辺については議論させていただきたいと思っております。

○斉藤信委員 これは、委員長にもお願いをしておきたいと思っております。資料は届きました。しかし、県民に聞くパブリックコメントをしながら、県議会に説明して意見を聞かないということは、全く片手落ち。県議会の意見こそ聞くべきだと。この商工文教委員会にきちんと報告をして意見を聞くということを委員長にお願いしておきます。教育委員会の重要な計画、プランについて。これは要請ですから、ちゃんと受けとめてやってください。

特別支援教育がおくれた大きな課題だと思うけれども、特別支援学校に教員がきちんと配置されているのか。必要な学級数に対して教員の配置がどうなっているのか、そのうち正規の教員、常勤講師、非常勤、この配置状況はどうなっているのでしょうか。

○土川県立学校人事課長 特別支援学校の教員の配置についてでございますが、各学校の要望を聞きながら、標準法に基づき配置しているところでございます。本務者でございますが、平成25年度においては921名、教育職員でございます。常勤講師143名、非常勤として93名を任用しているところでございます。

○斉藤信委員 今の正規の教員は、全体の79.6%、8割にいかないのです。生徒が急増している中で、常勤講師に頼ってやられていると。何年も常勤講師をやっても本採用されないという事態もあります。私は、こういう特別支援教育に情熱を持って頑張っている人たちを本採用にもっとすべきではないのかと。全体の教員の正規教員の比率はどうなっていますか。おおよそでいいから。

○土川県立学校人事課長 県立高校、特別支学校全体の大体9割でございます。

○斉藤信委員 全体が9割だとすれば、特別支援教育の場合は8割弱ですから、やっぱり常勤講師、臨時に頼った形になっているのではないかと。だから、施設設備もおくれている、教員配置もおくれているのだと思うのです。こういうところにメスを入れるような推進プ

ランでなかったらだめだと思います。今何が現場で困っているのか。先ほど岩渕委員も取り上げて、新聞にも載りましたが、男女兼用トイレが残されていると。これは、どれだけの学校に残されているのですか。

○佐々木特別支援教育課長 男子、女子が兼用で児童用トイレを使用している県立の特別支援学校は、盛岡みたけ支援学校、気仙光陵支援学校、釜石祥雲支援学校、そして宮古恵風支援学校でございます。この4校は、いずれも知的障がいの教育を対象とした特別支援学校でございます。小学部低学年について、男子、女子が児童用トイレを兼用していることは承知してございます。

○斉藤信委員 岩手県が障がいのある人もない人もともに健やかに育つとありますが、そういう条例も制定しているわけで、こういう問題というのが直ちに解消されなかったら、障がい児だから差別されていると言われても仕方がない。そうした実態ではないのか。本格的な整備計画を真剣に考えるべきだと。整備計画を立てたって一気にはできないのだから、計画を立てて優先順位でやると。

最後に、今回の予算で花巻清風支援学校については特別教室の設計の予算が出たのですが、先ほどお話しあったように、18教室足りないわけですね。やるのだったら、18教室を解消する施設の整備が出されなければだめなのではないか。今回これでどのぐらい解消されるのか、その他はどうするのか、このことをお聞きしたい。

○佐々木特別支援教育課長 具体的な特別教室棟といいますか、部分については、今後、設計等の中で詰めていきたいと思っております。

それから、花巻清風支援学校は高等部だけではなくて、小学部、中学部も教室不足、あるいは転用という形でつないでおりますので、学校全体、今後の花巻地域、北上地域の児童生徒の動き等も鑑みながら、検討してまいりたいと思っております。

○斉藤信委員 せっかく予算が出されて、特別教室がつくられて、教室不足数を解消しようというのでしょうか。何教室解消するのかわかりません。答えられないなどという話ではだめです。18教室の不足があるのだから。債務負担行為で7,000万円というのが出ていましたから、それぐらいを想定した特別教室棟になるのか。そのことによって、どこまで解消されるのか。どうせやるのだったら、もっと思い切った解消策がとれないのか。そのことをお聞きしたい。

全国的には、この10年間で特別支援学校の生徒が倍にふえているのです。今の状況のもとで減るということはあり得ない。だから、先ほど教育長が、将来の見通しが立てにくいのだという話は不正確で、ふえることはあっても簡単に減らないというのがこの間の推移です。だとすれば、それだけ重視して、この問題の先を見通して取り組んでいくことが必要なのではないかと。これは最後ですから、しっかり答えていただきたい。

○宮澤学校施設課長 9月補正で計上しております設計等でございますけれども、計画といたしましては、特別教室四つを別棟として新築して、その上で現在不足となっております高等部の教室、現在使っております被服室が普通教室二つ分に相当する大きさがござい

ますので、特別教室四つを普通教室に改修いたしまして、特別教室を改めて新築するという内容でございまして、18のうち、更新される、新たに教室の増設となるものは4でございます。

説明が不足しておりました。もっと詳しく言いますと、2室が兼用が解消されて、2室が新築という内訳になります。

それから、花巻清風支援学校の整備の関係でございますけれども、確かに中高等部ににつきましては、まだまだ不足する教室があるのが現状でございます。ただ、現段階におきましては、整備の方法等につきましては、敷地の配置等問題が山積してございますので、学校側ともその辺をよく相談して、今後詰めてまいりたいと思っております。

○吉田敬子委員 簡潔に質問いたします。

体育振興費のスポーツ健康科学サポート推進事業費についてですけれども、選手及び指導者に対する支援体制の強化を具体的に教えていただきたいと思っております。先日スポーツ振興議員連盟のときにスポーツ科学健康科学医の先生にお越しいただいたのですけれども、その中で、アスリートをサポートする指導者の中に女性の数もふやさなければいけないというお話を伺ったのですが、実際に事業費の中に入っているかどうかはわからないのですが、現在の指導者、サポーターの現状を教えていただきたいと思っております。

○平藤スポーツ健康課総括課長 スポーツ健康サポートの推進事業についてでございますが、これにつきましてはスポーツ科学スタッフ、指導者のスキルアップでございます。それからそのスタッフを派遣する事業、そして、直接、選手あるいは指導者に対する手だてをとる競技力向上支援事業の三つの大きな柱で構えて実施してございます。

女性の指導者ということでございますが、女性の指導者という観点での集計はしてございませんので、トレーナー等で養成している人数であれば把握してございますので、そちらを申し上げますが、2年間で2期で84名の岩手アスレチックトレーナーを養成中、あるいは現在活動してもらってございますが、そのうち男性は67名、女性が17名で、8対2の状況でございます。ただ、それにつきましては、養成期間あるいは、さまざまな資源の状況からコメディカル、理学療法士あるいは鍼灸、柔道整復師などという基礎資格を持った方を養成してございますので、その影響があるかと考えてございますが、女子選手に対応したトレーナー、指導者の養成については引き続き行っていきたいと考えてございます。

○吉田敬子委員 ありがとうございます。先生のお話から、ちょうど思春期の女の子というのは生理が——もちろん小学生もあるのですけれども——例えば20代、30代になって妊娠、出産を迎えるときの状況が大事というか、生理がとまってしまう女性がふえていることもあって、不妊につながることもあると伺っているのです、岩手国体だけでなく岩手県のスポーツ競技の選手育成の中で、スポーツ健康科学からの視点でもサポートできる——女性に限ったことではないと思うのですけれども——そちらもぜひ着眼点を置いて養成していただきたいと思います。



○高橋昌造委員 吉田委員のスポーツ健康科学サポート推進事業について、平藤総括課長の答弁をお聞きして、2巡目の岩手国体が成功するかしないか、ここが大事なところだと思うのです。成功するかどうか決まるということは、第1段の、スーパーキッズの養成は、今度の東京国体でも成果があらわれている。第2段として、スポーツ健康科学に基づくサポート体制にしっかり取り組むべきではないのかなど。今回1,000万円ぐらいの予算ではなく、どうせ岩手県は施設整備はままならぬ状態になったわけですから、スーパーキッズの養成と、健康科学サポートに力を入れると、2巡目の岩手国体は絶対勝てると思うのです。

目標を低く設定しておるのですが、教育長、平藤総括課長ではどうにもならないので、教育長にお願いは、12月定例会の予算措置、補正でもいいですから、思い切った予算措置をやっていただきたいということと、目標の設定を高めて、優勝を目指すというぐらいでやってほしいと。教育長の決意を聞いて終わります。

○菅野教育長 東京国体は、御案内のとおり選手諸君、関係者が非常によく岩手国体を目指して頑張ってくれたと思います。少しずつその成果があわれてきていると。ただ、日数が迫っていますので、やれることを今最大限にやっていきたい。委員から大変ありがたいお言葉も頂戴しましたが、県の一般財源の問題もありますので、そういったところを見ながら、あと3年で最も効率的に何ができるのか。期間があればいろんな方法があったと思いますが、期間のないところで最大限の効果を上げるということで、岩手県体育協会、各競技団体、選手一人一人、それをサポートする体制、何が一番効果があるのかを踏まえて、一つ一つ着実に、皆さん方の御支援をいただきながら取り組んでまいりたいと思っております。

○高橋元委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第34号岩手県立高等学校共同実習船建造の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○宮澤学校施設課長 議案第34号岩手県立高等学校共同実習船建造の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。お手元の議案（その2）、33ページ

になります。内容につきましては、お手元にお配りしております議案第34号岩手県立高等学校共同実習船建造の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、概要により御説明申し上げます。

まず、趣旨についてであります。平成6年度に建造いたしました県立高等学校の共同実習船翔洋が平成23年東日本大震災津波により被災し、解体したことから、生徒の漁業実習等を行うための代船を建造するものであります。建造するものの名称は、岩手県立高等学校共同実習船であります。

契約金額等につきましては、消費税込みの金額で設計金額9億3,430万4,311円。契約金額9億2,332万8,000円。請負率は98.82%となっており、請負者は宮城県石巻市西浜町1番地2、株式会社ヤマニシでございます。予定工期は、平成27年1月30日でありまして、平成25年度から平成26年度までの2年間の債務負担行為であります。

資料2ページをごらんください。一般配置図をつけておりますが、建造の内容について御説明申し上げます。船質は鋼製、一部耐食アルミニウム合金製となっており、総トン数は170トン、主要寸法は長さ39.7メートル、幅7.3メートル、深さ3.2メートルであり、旧翔洋と比べますと若干大きくなる予定でございます。最大搭載人員及び主機関は、旧翔洋と同じで34名の船用、4サイクル中速ディーゼル機関1基を積むこととしております。

資料の4ページをお開き願います。入札調書を添付しております。入札は、平成25年8月23日に執行したところであります。2者により競争入札となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○岩淵誠委員 済みません、先ほどはフライングをしました、失礼いたしました。改めて質問させていただきます。

入札参加要件の中に、実績を有する者であることというのが入っておりますが、二、三十年に一遍しかない実習船の建造の入札で、実績を有する者であるという規定をしたのはなぜか。それから、この規定がもしなかった場合、県内の造船業者で対象になり得たものは何社ぐらいあると思われるか。この実績を有する者という縛りをつけたことによって、そのうち何社が入札の条件を満たす者になるのかというあたりをお示しください。

○宮澤学校施設課長 今御質問がございました入札の資格の部分でございます。

まず、今回このような資格要件をつけた趣旨でございますけれども、その一つ目といたしまして、国または地方公共団体の漁業に関する調査、研究、観測または実習を目的とする船舶であつてでございます。今回の実習船でございますが、漁船に近い船の形をしておる実習船でございます。例えば船の中で学習するスペースが必要であるとか、あるいは複数の実習を一隻の船で行う。例えばイカ漁、サンマ棒受け網、マグロはえ縄、サケはえ縄、こういう複数の種類の漁業の実習を行う決まりがあります。

それから、生徒を乗せて実習をする船ということがありますので、より高い安全性が求められると。それともう一つは、先ほども御説明申し上げたところでございますけれども、

生徒、教職員にとっても、良好な居住性を求められるものでございます。そういった条件がございますことから、研究、観測または実習を目的とする船舶という要件を付したものでございます。

それから、2点目のお尋ねでございます。県内にこのような船を建造する能力のある造船所が何社あるかとのことでございましたけれども、今回の入札に当たりましては、個別に把握してございません。県外を含めて、こういった能力を持っている造船所ということで入札に付したものでございます。

○岩淵誠委員 今びっくりしました。県内の状況は調べていませんというのは、一つは、実績を有する者であるということをやっているならば、年に何件もこんな実習船なり調査船の建造などは出ないわけですから、そんなことになったら、一般競争入札といっても、どんどん絞られていって、競争性、公平性の観点からいってもかなり問題になりますし、今の発言の中で、実習船なので居住性とか安全性とか、いろんなことをやるからという話があったのですけれども、それは実績がなくても県内の造船業者の技術をもってすれば、何ら問題がないのではないかと。むしろそういったものを、毎年ある工事だったら実績というのが多少あってもいいかもしれませんけれども、何十年に一遍しかやらないようなものに実績なんかやって、おかしいと思います。その辺は、考慮に入らなかったのですか。

○宮澤学校施設課長 一つには、先ほど個別にはそういった造船所の能力を把握していないと申しあげましたけれども、そこは一般漁船ではなく実習船、高等学校の学習でございますので、教育活動という観点から、より高い安全性、良好な居住性、船内で学習するスペース、そういう実習船としての特性が認められると考えてございます。これは県内も含めてでございますけれども、これまでそうした船を建造した実績があるという条件を付したものでございます。

○岩淵誠委員 では、県内で造船をした実績の船というのは何隻ありますか、何社ありますか。そして、学校仕様にするということですが、それが普通の造船技術の中でどの程度、普通の漁業船をつくるのと実習船をつくるので、どの程度の技術レベルの違いがあるのですか。はっきり教えてください。

○宮澤学校施設課長 県内の造船所の造船の実績、例えばトン数とか、船の数とか、そういったものを含めて、個別に今回は把握しておりませんでした。県内の造船所の技術レベルということで考えますと、中にはそういったものもある、やってみようかというようなところは当然出てくるものと思われましますが、今回の一般の競争入札に際しましては、そうした能力のあることを証明するために、資格の審査を実際実施しております。申し出のあった業者に対しまして、資格審査資料の提出を求めまして、資料に基づきまして審査をして、能力があると認められた造船所についてのみ、今回参画があったという状況でございます。

○岩淵誠委員 それはおかしいと思いますよ。今回は、その能力を審査する前に、実績があるかないかで門前払いしているわけですから、これはそんな能力などという話は、その

後の話であって、入札結果は結果として尊重しますが、入札の土俵づくり、ルールづくりからいったら、こういうルールのつくり方では競争性、公平性、透明性とか、いろいろ言いますが、その部分に対しても全く逆行している話だと思います。県内だけでできる能力のある業者はいっぱいいると思うのです。そこに対して門戸を広げるような方法で入札をしないと、いつまでたってもだめだと思います。

では、例えばこの後、恐らく種市高校の実習船についても、私もこの前、実際に乗ってきましたが、調査で行きましたけれども、相当さびがあつて、あともうちょっとで何とかしてくださいという話があつたのですけれども、同じようなことをやるのだったら、同じ問題が出ますよ。今回の入札は入札としていいですけれども、こういう入札のルールづくり、土俵づくりをしていたのでは、問題があると言わざるを得ないのですが、いかがですか。

○堀江教育次長兼教育企画室長 今回の共同実習船建造に当たりましては、同じような船を建造しています県の農林水産部等の実績等も踏まえながら、このような形で、ただいま契約手続を進めてきたところでございます。一方、今岩渕委員の御指摘もございまして、そういったことも含めまして、引き続き総務部あるいは農林水産部ともよく相談しながら、今後のこういった実習船等の建造に当たっては十分検討してまいりたいと思っております。

○岩渕誠委員 いずれ入札のもとが教育委員会ですから、教育委員会としてちゃんと調査していただきたいと思ひます。入札の結果そのものについてとやかく言うつもりもありません。これはこれで尊重しますが、東日本大震災津波があつて、復興特別委員会で他県から来た造船会社の視察をさせていただきました。地元の造船業者の声も聞いております。競争は競争としていいのですけれども、その土俵づくり、枠組みづくりは、もう少し教育委員会も考えてもらわないと、地元あつての教育委員会だと思ひますけれども、ぜひその辺を検討していただいて、次の入札の条件、要件づくりについては十分な留意をいただきたいと思ひます。

○高橋元委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 38 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めるこ



25年8月21日に合意いたしました内容等を踏まえて検討を進められたと伺っております。

その結果、低所得者世帯への支援の充実や公私間格差の是正等を図るため、所得制限を導入し、奨学のための給付金制度を創設するなど無償化制度の見直しを可能な限り早期に実現するとして国の来年の概算要求において、その所要額を平成25年度と同額の3,950億円として、これを事項要求として盛り込みまして、地方公共団体等関係先との調整を進めるとしたと聞いてございます。

その後、文部科学省からは、地方側が来年4月に見直しをするとした場合の準備着手の最終期限として示しましたことし9月末をめどに政府間の調整を行うとして、その後、検討状況についての連絡が随時もたらされてはおりましたが、ことし9月末になりまして、政府部内の関係省庁間調整が難航している旨の連絡がございました。一部報道では、合意が成立したとの報道もございますが、現時点におきまして法案の概要、実施時期、所得制限の基準額及び財源見通しといった制度見直しの骨子に係る情報について、正式な説明がない状況でございまして、検討に着手しかねている状況にございます。

このような状況にあることを御理解いただきました上で、請願の3項目につきまして、これまでの県としての対応でありますとか、考え方等について御説明をさせていただきます。

請願項目の1点目でございます。高校授業料無償制度について、所得制限を行わず現行制度を堅持することにつきましては、現行の無償化制度が保護者の経済的負担を軽減し、教育の機会均等を維持し、復興を担う人材づくりに大きく生かされているものとして、その継続、拡充をことし6月の政府予算要望など、これまで6次にわたり求めてきたものを初め、北海道東北地方知事会議等、さまざまなチャンネルを通じまして同様の要望を行ってきたところでございます。

次に2点目の制度の見直しをする場合でも拙速な導入を行わないことにつきましては、本県だけでなく全国の都道府県も同様に懸念しているところでございまして、去る平成25年8月22日には全国知事会として、平成26年4月の見直しには、生徒、保護者への周知期間、条例の整備などの準備期間の確保などさまざまな課題があり、全地方団体が統一して平成26年4月に導入実施することは非常に難しい問題であると考えている旨の申し入れ書を4項目にまとめまして、知事会として提出したところでございます。

次に、3点目の低所得世帯のための給付型奨学金について、新たな財源で措置することにつきましては、先ほども御説明申し上げましたとおり、制度見直しに伴う財源等の手当てに関して、国からの正式な説明がまだない状況ではございますけれども、今般の見直しは高校教育の基本政策の見直しであると考えてございますので、その所要の財源につきましては、まず国の責任において、将来にわたり確実に措置し、新たな地方負担は招かないこと並びに伝えられております所得制限が導入された場合、授業料の徴収額、あるいは各種給付額などの財源の所要額が都道府県ごとにばらつきが生じることも想定されますの

で、地方交付税等で調整、平準化して、不均衡が生じることがないように手当てすることが重要であると考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく御検討をお願いいたします。

○高橋元委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 県教育委員会の説明は、まさにそのとおりだと思います。きょうの新聞に、高校無償化所得制限、来年4月からという記事が出たのでお聞きをしますけれども、無償化の対象が世帯年収910万円未満とした場合、きょうの報道では357万人から278万人に減ると。これは79万人、22%減るのですよ。かなりの生徒が対象になって、生徒間に授業料を払う人と払わない人が出てくる。これは異常なことだと思います。授業料というものはそういうものではない。所得制限で授業料がなくなるとか、あるとかという、そういうものではないと思うし、政府が昨年批准した国際人権規約、これは高等教育無償化を目指すというやつですよ。この精神からいっても、所得制限を導入するのは、その流れにも反するものだと思います。所得制限910万円という仮定して、県内の場合だったらどのぐらいの生徒が有料になるのか。

もう一つ、私学の場合もっと複雑で、所得制限が5段階なのです。授業料に差が出てくるなどというのは考えられないし、私学関係者から聞いたら、実務だけでやっていられないと。子供たちも混乱するし、学校の事務量もとんでもない話なのです。5段階の所得制限で授業料の支援金が違ってくるという。その実態を、出ている中身はどういうものかをそれぞれ示していただきたい。

○永井予算財務課長 お尋ねの1点目、本日の新聞報道等によります対象人数についてでございますが、県立分ということではございますが、まず本日の報道につきまして、文部科学省が当該数値をどのように把握されたのか、当方では承知してございません。各都道府県等への見込み人数等の調査なども行われてございませんので、全国ベースで既存の数字などをもとに文部科学省が独自に推計されたものであると承知をしているところでございます。

現在県立高校生徒の属する世帯の収入確認は、いわて学びの希望基金等による給付を受けている一部の被災生徒を除きまして、現在は行ってございませんので、県内の数字についても確たるものは今のところ押さえてはございませんので、御了承をお願いいたします。

○岡崎私学・情報公開課長 現行の就学支援金の制度についてでございますが、ただいま委員からお話があったように、現行では世帯収入が250万円以下については2倍の給付金、公立学校の給付金が月額9,900円でございますので、これの2倍相当の支援金が出ているところでございます。350万円以下の世帯につきましては、1.5倍の給付金が出ているということでございます。

新聞報道等によりますと、250万円以下の部分については2倍加算が2.5倍加算、350万円以下については1.5倍加算が2倍加算、590万円以下については、今まで9,900円だけだったわけですが、590万円以下の部分については1.5倍ということに、590万円を超え

て910万円未満については9,900円の給付ということで、910万円以上については給付なしの5段階の制度になるということでございます。

現在の本県の私学の場合でございますが、対象となる学校の生徒の在籍が、昨年度の実績で申し上げますと7,345人でございます。そのうち350万円未満の低所得世帯の加算支給の状況については2,496人ということございまして、全体の34.9%となっているところでございます。

失礼しました、在籍者が7,345人でございますが、そのうち支給対象となっているのが7,149人ございまして、そのうち2,496人、全体の34.9%が加算対象になっているところでございます。現時点では、910万円未満でどの程度になるかにつきましては、本県の場合の数値というものは押さえておりません。

**○神崎浩之委員** 私は、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

今回の見直しに際しては、低所得者への支援と、公私間格差ということであります。公私間格差については、そもそもこの制度が始まったときに、どうして公立学校だけで私立学校が除かれたのかという疑問を持っておりました。今回は、所得制限を導入することによって、私立も、公立も一緒の体制でということになっておりまして、所得制限で生み出された財源は、特に私立高校生の間所得層へも就労支援、修学支援金ということで回っていくということで、私立、公立の立場を超えたいい制度になるのではないかと考えております。

そういう中で、新たな財源でという請願事項であります。新たな財源といいましても、今のこの日本の中で手当てができるのか、ひいては復興の予算にも影響しかねないという危惧も持っておりますので、今の日本の財政に鑑みましても、所得制限をすることによって生み出される財源で不公平、低所得者支援を行っていくということについて賛同するわけでございます。

**○小西和子委員** このことについては、9月3日に長々とやりましたけれども、流れに逆行しているということは言うておかなければならないかと思えます。先ほど斉藤委員もおっしゃいましたけれども、国際人権規約の中等教育、高等教育の漸次無償化の方向に逆行するものでありますし、日本はOECDの中でも家庭が教育費を支出する割合がすごく高いのです。大変な国であります。無償化が行われてよかったと思っております。一部不満があったのですけれども、完全無償化になったらもっといいと思っておりました。

東日本大震災津波の被災県であります。特に被災家庭における経済的な状況は極めて苦しい中、例えば収入だけで見ていったならば、被災した家庭からも徴収するようなことになるわけですね。収入だけで見ていったら、そういうふうになると思います。それも直近の収入ではなくて、証明書を出すときには、もしかしたら経済的に苦しんでいるかもしれない。そうなったときに、果たしてそれが、先ほどおっしゃったようなものになるのかどうかというのは定かではありません。したがって、教育の機会均等を維持して復興を担う人材をつくっていくためにも、子供たちの教育を受ける権利というものを保障する



ためにも、現行制度を堅持すること、拙速な導入を行わないこと、新たな財源で措置することというのは、ぜひ採択していただきたいと思います。

質問ですけれども、所得制限導入の内容が全然伝わってこない。中学校3年生の生徒や保護者に今からどうやって周知をするのか。事務作業をする担任、事務職員も果たして準備が可能なのか。一番いいのは、今の高校授業料完全無償化を堅持することだと思います。教育長、所感があると思いますので、お願いします。

○菅野教育長 小西委員からお話のありましたとおり、高校の授業料をどう考えるかというところが大きい問題だろうと思います。一方で、神崎委員からも御指摘がありましたとおり、財源さえ裕福であれば、文部科学省が給付型奨学金の創設も目指している、私立へのさらなる支援も目指しているのはとおりでございます、そういった意味で私どもも非常に悩ましい制度だと思っております。文部科学省が、難航しているというのは仄聞しており、財務省との調整でかなり難航していると。それはやはり国の財政状況を踏まえての議論だと思っております。

ただ、実際事務を執行する立場といたしましては、どのような制度をつくるにしても、何よりも御家庭、保護者の方々、それから実際徴収されることとなる本人の理解をどう得ていくかというのは、大きな課題だろうと思っております。そこはやはり国にしっかりお願いしなければならぬと思っておりますし、またもう一つは、御指摘にありましたとおり、平成26年4月1日からの施行になりますと、やるほうの体制をどう整えるか。仕組みによってはいろんなやり方が出てくると思いますが、場合によってはシステムの整備も必要になってきますので、知事会が懸念していますとおり、時期的には非常に厳しい段階には至っていると思っております。これから臨時国会において議論されるとは思っていますので、そういった点を私どもとして注視してまいりたいと思っております。

○高橋元委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

なお、本請願につきましては、国に対して意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○高橋元委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思ひます。これについて御意見はありませんか。

○斉藤信委員 5行目のところで、このまま導入されれば、高校生のある世帯の25%程度と書いているのだけれども、請願の前文では4分の1弱、きょうの報道では大体22%になっているけれども、請願の趣旨を生かせば、4分の1弱ぐらいのほうがまだ正確なのではないかな。25%となると、請願が出たよりも、もっと高く評価するということになるのではないのか。

○高橋元委員長 その辺を含めて、当職に御一任いただきたいと思ひます。

ほかに御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおり、先ほどの一部修正も含めてとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、意見書案はお手元にお配りの意見書の、先ほどの修正を含めた原案と決定いたしました。

なお、文言の整理等については当職に御一任願ひます。

次に、受理番号第91号就職希望等の高校生に対し高等学校が指導している指定自動車教習所への通学制約の緩和について請願を議題といたします。当局の参考説明を求めます。

○大林生徒指導課長 公立高校における指定自動車教習所への通所について御説明申し上げます。

児童生徒の安全教育については、何よりも子供たちの安全安心な学校生活を第一に考えており、運転免許の取得につきましても、各学校では生徒の発達段階を踏まえ、適切な時期を勘案しながら指導しているものであります。

免許取得を目的とした自動車教習所への通所についても同様に、各学校において生徒個々の学業の達成状況や進路希望の実現等を踏まえ判断しているところです。当該請願につきましては、平成22年6月に同趣旨の請願が採択されたことを受け、県教育委員会におきましても、各高等学校に対し、その趣旨を徹底するとともに、免許取得に関する規定等について各校に点検するよう求め、自動車教習所への通所時期を指定している場合には、その時期の妥当性を検討するとともに、生徒が置かれている状況等を踏まえ、通所時期を早めることが適切、あるいは可能であれば対応するよう指導いたしました。

各学校で検討した結果、全日制高校では39%、26校が規則、規定等を見直し、そのうち6校が通所時期を早めました。それ以外の対応としては、進路実現にかかわる特別な事情

がある場合は別途審議することを追記した学校や、進学希望者の通所について見直した学校、通所に当たり最低限クリアすべき条件等を見直した学校がありました。

平成 25 年 4 月に学校教育室で実施した調査によりますと、全日制では通所時期を定めている学校の割合は 96%で、免許取得を許可していない学校は 4%でした。なお、定時制、通信制においては、1 校を除き、満 18 歳を迎えた時期に取得が可能な状態となっております。

通所の開始時期については、全日制では早い学校で 3 年生の 7 月から、遅い学校で 1 月となっております。このうち 11 月からとしている学校が最も多く 48%となっており、10 月までの 22%、12 月の 17%を加えると、90%を超える学校が 11 月の初めの段階で自動車教習所への通所が可能となっております。

高等学校卒業時点での就職や進学等が生徒の一生を左右するという現実を踏まえ、生徒や保護者が各学校に対して第一に期待することは、希望する進路の実現であります。生徒個々の考え方においても、まずは就職戦線等を勝ち抜き、安定した状況のもと運転免許の取得に取りかかるという状況があり、そのため 10 月から 12 月に集中するものと捉えております。こうしたニーズに応えるため、県内の各学校においては、まずは学業や部活動に集中させ、進路目標達成に必要な力をつけるよう全力を尽くし、頑張っている現状であります。

なお、企業から免許取得の要望がある場合や、運転免許の所持を就職の条件としている場合には、各学校において就職内定者に対し、卒業時まで確実に取得するよう指導、助言しており、また内定が得られていない生徒であっても、運転免許の取得を希望する者に対しては、卒業時までには取得できるよう個別に柔軟に対応していると伺っております。

一方、安全教育の面では、運転技術を身につけたことによって、高等学校在学期間中に自動車や原付バイク等を運転する可能性が発生することから、学校における生徒指導上の新たな心配が生まれます。したがって、生徒の安全を守る視点に立てば、満 18 歳を迎えたことを根拠として、運転免許の取得を奨励するような立場に立つことは難しいと認識しております。

最後に、免許取得の制限等を規則等で定めることについては、最高裁判所における判例において、社会通念上、不合理なものとは言えず合憲とされており、各学校長においては、学校の設置目的を達成するために必要な事項を規定の形で定める包括的権能を有するとされており、これにのっとり全国的に対応されておりますことを申し添えます。

説明は以上であります。よろしく御検討をお願いいたします。

○高橋元委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○神崎浩之委員 賛同する立場から質問するわけなのですが、平成 22 年に 1 回出されているのですね。それに対して、また出されたことについてはどういうことなのかと思っております。平成 22 年、23 年、24 年と資料をもらっているわけなのですが、数がほとんど変わっていないのです。学校長とすれば、大事な生徒でありますし、就職が決まった、

入学が決まった子供たちが3月末まで安全で過ごしてほしいという気持ちはわかるのですが、一方何社かの企業に聞きましたら、入社の際に間に合わなかったと、困ったという話も実際受けております。そこで、秋口からではなくて夏休み以降、解禁してほしいという願いであります。

そこで、平成22年に出されているにもかかわらず、ほとんどその数が変わっていないことについて、どう思っているのか、所感をお願いしたいと思います。

それから、学校とか教育委員会として、何月に自動車学校に入ったか、卒業したか、4月以降に卒業したか、そういうデータはとっているのかどうか。いずれ言いたいのは、平成22年にも採択されていながらということでございますので、所感をお願いしたいと思います。

○大林生徒指導課長 説明は先ほど申し上げましたが、検討の結果、結局それまでの規定どおりという学校が残りの数字になっております。高等教育の目的につきましては、進学を目指す生徒が多い学校、就職を目指す生徒が多い学校、就職も進学もどちらもという学校それぞれの部分がありますので、その学校の生徒の実態と特色に合った形で、学校長が決めるという結果であると思います。それが結果的に通所を認める時期が大きく変わっていないということのあらわれではないかなと思っております。

なお、4月以降に免許を取得、つまり3月までに免許取得ができなかったというデータにつきましては、平成22年4月の調査になりますけれども、全日制の学校で11校、30人が3月の卒業の段階で免許をとれなかったということです。その主な理由は、経済的な理由で教習代金が支払われなかったため、2月、3月生まれ等のために——18歳に満たないと運転免許を取れないということになりますので——在学中に仮免許の取得が不可能だったと調査結果では述べられております。

○小西和子委員 確かに平成22年にあったと記憶しております。例えば、私が保護者の立場であれば、まだ就職の内定も取りつけていないうちから自動車学校に通わせる気持ちにはならない。まず内定を決めてからと考えるのではないかと思います。果たして保護者からの要望とか就職先とのトラブルというのは学校に聞こえてきたのかどうか。まず、そこから伺いしたいと思います。

○大林生徒指導課長 平成22年6月——これは通信制を除きますけれども——全日制の生徒、保護者のニーズという部分で、解禁時期を早めることについて、要望があるかどうかという調査につきましては、全日制66校のうち、あると答えた学校は7校、11%。残りの59校及び定時制については、学校で定めている解禁時期について、早めろというニーズはなかったと調査結果が出ております。トラブルについては、こちらでは把握しておりません。

○小西和子委員 この請願というのは、よくわからないのですけれども、子供のためを思って出されたものなのかどうかを知りたいのですけれども。そのあたり、県教育委員会ではどのように考えているのでしょうか。

○大林生徒指導課長 なぜ出されたのかということは、こちらでは捉えておりません。

○小西和子委員 要旨のところの最後の行に、早期に通学教習ができるようにとあります。早期とは、大体どの時期だと請願者は思っているのでしょうか。そこも把握できないので何とも言えないのですけれども、県教育委員会では早期というのをどのように捉えていますか。

○大林生徒指導課長 ことしの6月に自動車学校の方々が教育委員会に——今回の請願ということではありませんけれども——要望という形で来まして、そのときの段階では、結局現行の状況であると冬休み以降の教習者が大変多くて非常に大変だと。逆に言うと、夏休みから秋、7、8、9月のあたりは自動車学校としては非常にあきがある状況だということ、もっと来てほしいのではないかと推測されるところであります。ただ、18歳に満たないと仮免許が取れないという条件がありますので、となると12分の1ずつしか生徒がふえない状況もあるかと思えます。

○小西和子委員 ただいまの教育委員会の答弁からもわかるように、これ以上早めるというのは、生徒も保護者も困難ではないかと思えます。それは学校がどうかというよりは、保護者と生徒で決めることなわけで、7月、8月から教習所に通えと言われても、先ほども言いましたが、内定も決まらないうちに、そうはならないのではないかと思います、教育長、どう思いますか。

○菅野教育長 先ほど課長が御説明申し上げましたように、私どもとしては生徒一人一人の進路実現を図ることが最大の役割だと思っております。そうした中で、確かに自動車免許の取得が必要だという生徒がいる場合については、生徒一人一人の状況に応じて的確に対応しなければならないと思っております。ただ、自動車免許の取得については、それなりの経済的負担もかかりますので、それは保護者の方々が個別に対応していく。規則は定めておりますが、一切だめだという学校は恐らくないだろうと思っておりますので、その辺については生徒一人一人の状況に応じて、進路実現のために、私どもとしても努力してまいりたいと思っております。

○斉藤信委員 私は、2点お聞きしたい。

この請願の中でこう書いているのです。多くの高等学校では、就職内定者等から順次、教習所への通学教習を許可していると聞いている。このため、内定が遅れた高校生は、卒業間際に教習を開始することから卒業後も教習を続けざるを得ず、本人及び雇用主にとって大きな負担となっている。これが事実だとすると、問題ではないかと。こうなっているのかどうか、これが第1点。

あと第2点、法律上は18歳になったら自動車免許を取れるとなっているわけです。それに対して学校が制約するということはないか。教育指導で対応すればいい問題なのです。子供と親が納得して、教育的指導で内定が決まってからとりましようという話は、これはできるわけで、本質的には人権の問題なのです。実際にさっきの説明でも7月から許可するところがあるわけでしょう。それで問題ないと思えます。ばらばらになっていることがおかしいのです。7月で認めているところ、10月で認めている、何でこうなるので

すか。人権は人権として認めて、その生徒の進路とか就職とか、そういう問題について、どう結合させるか、統一させるかというのは教育的指導でやればいいだけの話で、法律上認めた権利を、学校の校則なり規則なりで制約すること自体、その学校は、子供たちの人権というよりは自分たちの命令に従う子、そういう形で考えているのではないか。それは考えの大きな間違いだと思いますけれども、いかがですか。

○大林生徒指導課長 まずは最初の質問で、免許取得を希望しているにもかかわらず取れなくなったということになりますけれども、先ほど教育長も申し上げましたが、一律に就職が内定していないから免許取得を許可しないということではない状況であります。当然将来普通免許がなければと、希望している生徒もおりまして、そういう生徒については、就職は内定していないけれども、自動車学校への通所を認めている柔軟な体制をとっていると伺っております。

一律に7月からという話になりますけれども、先ほどもお話を申し上げましたけれども、それぞれの高校でそれぞれの生徒、保護者の将来の希望が違いますので、一律に4月に持っていくのは難しいことなのかな、なじまないのではないかと考えております。

○斉藤信委員 あなた方は、生徒の人権ということに関する認識が極めて弱い。免許を取るか取らないかは、その人の権利なのです、選択なのです。その生徒の進路とか就職とかかわりで教育的な指導をやればいいだけの話なのです。それを、免許を取れる期間を恣意的に設定するという自体おかしいのです。最高裁判例も言ったけれども、認められるだけの話で、やっていいなどという話ではないのです。本来取れる人が取れないということだからそもそも人権を制約することなのです。その人の選択権というのを基本的に保障した上で、教育的な指導はちゃんとやればいいだけの話なのです。

自動車学校の肩を持つわけではないけれども、認められた人権を保障するという発想が、教育の中にはうんと弱いと思います。子供たちの意見を、選択権を保障すると。そのためにさまざまな条件を整備してやるのが本来の教育のあり方ではないのか。今回は自動車免許取得という例でありますけれども、認められた人権、選択権というのは、最大限保障した上で、生徒の進路、就職、その他の問題というのは、規制するのではなくて、別の立場で教育的に指導して、よりよい進路、就職の選択を保障してあげると、これが教育の本来のあり方で、大体学校によって4月、10月、11月違うなどということがおかしいのです。だから、正しい答えがないのです。学校ごとに違うということは、まともな基準がないということです。大体免許を取れなかったというのは、さっき言ったように経済的理由だとか、いろんな理由で取れない人がいるのだし、それは個々の事情です。しかし、権利を保障するということが最大限大原則にして考えていかななくてはならないのではないか。これは私の意見ですから、それを踏まえて採択してください。

○柳村岩見委員 今質疑の中で人権と権利ということを主張されました。日本の社会の中には、そのほかに、しきりということがあって、こんなに頑張りました、就職できました。選択進路を勝ち取りました、よって自動車教習所に通わせてください。日本の社会にはそ

ういうしきりというのがあって、頑張っただけだから行かせて、お父さん、お母さん、先生と。このことについて全部否定してしまったら、これもまた、日本社会の全体形成の上では成り立たない。人権が大事、権利も大事、しきりも大事。その中で、人間は切磋琢磨して存在しているわけです。学校現場では選択進路を勝ち取っていく姿を応援して頑張らせている過程の中において、ずるけるやつにはやらせないというしきりの精神からいけば、そういう部分があるのだということ。自分でよくわからなくなりましたが、この請願をどうすればいいのかがわからなくなりました。

○飯沢匡委員 平成 22 年に同じ請願が出されて採択された。仮にこれ採択されたら、どのような対応をするおつもりでしょうか。それをお聞きします。

○大林生徒指導課長 前回と同様に、今回の請願の趣旨を改めて各高校にお話をしまして、通所の時期が早められると判断していただくのであれば、そのようにしてください。前回と同様の対応になるのかと考えます。

○飯沢匡委員 今までのやりとりを聞いて、課長の話だと、なかなか難しいという表現もみずからの言葉で出ていて、あとは学校現場に任せてやるという、何か言っていることが非常に都合のいいように聞こえるわけです。したがって、私は人権問題には触れないけれども、学校の管理のあり方として、管理としてやりやすいのだろうなという思いがひしひしと聞こえてくるわけで、そこは斉藤委員のおっしゃるように、指導要領の中でしっかりやればいだけの話で、そこら辺がすとんと落ちないのです。だから、これが採択された場合に、同じ対応をするというのは、おかしいと思うのです。多分、進展はないと思います。その件について、教育長はどういう所感を持っていますか。

○菅野教育長 それぞれの学校で校則というものを定めています。学校の中で——松本深志高校みたいに一切校則のない学校というのも実はあるのですが——校則で定める、学校として一定の方針のもとに、こういう格好で学校運営をしていきますという校則を定め、それに生徒は場合によっては従ってもらうところもある。制服を定めている学校もありますし。ですから、学校生活の中でどういったものが許されて、どういったものが許されないのかというのは、最終的には司法の場において、こういう議論がなされているのだろうと思っています。

ただ、私どもとして考えなければならないのは、最後は一人一人の子供たちの進路実現のためにどうしようかというところを最大限考えた上で個別に対応していくということだと思います。したがって、校則についてのあり方というものを、一律にこうすべきだ、こうすべきでないということを決めるのがいいのかどうかも含めて、検討が必要かと思っております。

○高橋元委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○柳村岩見委員 休憩をお願いします。

○高橋元委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 再開いたします。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 採択との意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

以上をもって、教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。

時間は大分押しておりますが、この際、何かありますか。

○小西和子委員 短くいきたいと思います。

公立小中高等学校における土曜日授業について伺います。この経緯はどのようになっているのか。それから、岩手県の公立小中高等学校における土曜日授業等に関する調査を行いました。結果の概要をお伺いします。校種別と市町村の教育委員会、その課題、最後に県教育委員会の考え方をお願いいたします。

○佐藤義務教育課長 土曜日授業についてお答えいたします。

まず初めに、経緯についてでございますが、土曜日授業の実施をめぐる動きとして、土曜日授業に関する検討チームが中間まとめをいたしております。その中身を見ますと、近年一部の地域で授業時数の増加や保護者、地域に開かれた学校づくりの観点から、設置者の判断により、土曜日に授業を行う学校も見られていると。また二つ目は、民間の世論調査によると、土曜日授業の実施に対し、非常に高い関心がある。三つ目、土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない子供たちも少なからず存在するという指摘があったと。

それによりまして、文部科学省の初等中等教育局から調査依頼がございました。対象者は県教育委員会、市町村教育委員会及び学校で、その中身は、土曜日授業に関する基本方針等の策定状況について、土曜日授業の実施状況について、そして今後の土曜日授業のあり方等についての調査でございました。結果、平成25年9月30日に最終まとめとして方向性が示されたところでありますが、大きく2点ございます。

設置者の主体的な判断、これは義務教育の場合、市町村教育委員会ということになりますが、土曜日に授業を実施することが可能である旨をより明確になるよう学校教育法施行規則の改正を行うと。現在特別な必要がある場合と、特別な必要というのは曖昧で、なかなか土曜日授業に踏み切れない学校が多いのではないかとということで、もう少しハードルを低くしようというのが改訂のねらいのようでございます。だとすれば、来年度の概算要求において、土曜日の生活推進プランというものを策定いたしまして、子供たちの土曜日の教育環境が充実したものになるように支援に取り組むという内容でありました。



二つ目の本県の結果の概要でございますが、小学校においては、本県は土曜日授業の実施はなし。全国では 8.8%という結果でございます。中学校は、本県は土曜日授業の実施はなし、全国は 9.9%となっております。また、市町村教育委員会の考え方としては、土曜日授業が必要だとしたところの一つもございませんでした。不必要が 16 市町村、どちらとも言えないという選択が 17 市町村という内容となっております。

三つ目、課題についてでございますが、10 年余り 5 日制で学校教育がなされてきた中で、さまざまな取り組みも行われて、位置づいているところがございます。土曜日授業を実施した場合、それがどういうふうに影響するのかということは少し心配される部分もあります。課題として見つかる部分も学校によってはあるかもしれないという部分であります。あとは、実際に勤務する教職員の代休、振り替え等の問題も出てくると思います。

県教育委員会の考え方としては、方針については検討していく。土曜日授業の実施についての方針については、現在は検討していないと回答いたしましたし、今後の土曜日授業のあり方については、その詳細が具体的に示されていないということで、なかなか具体的な検討ができないということもございまして、どちらとも言えないと回答してございます。

義務教育においては、設置者、管理者が市町村教育委員会ということもございまして、地域や学校の実情、状況を考慮し、適切に判断するものであろうと思います。県としては、保護者や地域や学校の意向を踏まえながら、必要に応じて市町村教育委員会と協議し、支援していくと考えているところであります。

○川上高校教育課長 県立分につきましてはですけれども、同様の過程で文部科学省に回答しておりますが、本県では全て代休日を設けた上で土曜日に実施されておるもので、教育課程上の位置づけは平常日扱いと思っているところでございます。ただ、実態としましては、各学校で資格取得等の講座等を展開するなり、それぞれの学校で正規の教育課程上ではありませんが、活動を行っているということでございます。

土曜日授業を実施する必要性につきましては、岩手県の高等学校につきましても、先ほどの義務教育同様、制度設計もまだ知らされておられませんので、どちらとも言えないと回答しております。今後につきましては、先ほどの義務教育同様、保護者、地域、学校等の意向、あるいは国、他県の動向を踏まえながら対処方法を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○小西和子委員 わかりました。岩手県では土曜日授業を行っていないというのが多く、県立学校も代休日を設けていることがわかりました。県教育委員会も検討はしているけれどもという話でした。

二つ目ですけれども、公立学校卒業生の進路状況のホームページの公開について伺います。全ての県立学校の進路の状況を県教育委員会がホームページに公開をしているということですが、どのような経緯があつて、掲載するようになったのか。県内であれば、大学名まで付していますね。県外等であれば、国公立とか私立とあるわけですね。その目的と内容について伺いますし、公開することで与える影響についてはどのように捉えて

いるのか。生徒、保護者、学校ということでお伺いしたいと思います。

○川上高校教育課長 ホームページの公開につきましては、平成 22 年度から実施しているものでございまして、保護者、外部の方から、一覧表等はないのかと問い合わせ、要望等があったやに聞いておりますけれども、それを受けて、近隣、秋田県、青森県等の状況を踏まえまして、その時点では、生徒、保護者の進路選択の一助となることも考えられるということで公開に至ったものという経緯でございます。

ただ、3年経過したところでございますけれども、本年はまだ掲載しておりません。この掲載につきましては、ニーズ等も踏まえまして検討を進めたいと考えているところでございます。

○小西和子委員 ますます加熱するのではないかと考えますので、文部科学省から教職員の働き過ぎ、メンタルヘルスのことについての通知が毎年のように出されているにもかかわらず、全く多忙化は解消されず、このようにホームページに掲載されると、さらに多忙化に拍車をかけるようなことになりはしないかということで懸念しております。

確かめたいのですけれども、小中学校の全国学力学習状況調査については、学校別結果を公表しないということになっておりますけれども、それはどのような理由からだったでしょうか、お願いいたします。

○佐藤義務教育課長 全国学力学習状況調査の実施については、実施要領が示されておりました、序列化や過度の競争につながらないように十分配慮するということともに、実施主体は国でございますけれども、参加主体は市町村にあるということで、個々の市町村名、学校名を明らかにした公表は行わないと示されて実施しているものですので、そのように進めているところでございます。

○小西和子委員 高校の場合も同列に考えてもいいのではないかと思います。今検討中であるということですが、進路状況のホームページ公開について、教育長の見解をお伺いして終わりにします。

○菅野教育長 先ほど課長が御説明申し上げましたとおり、当初は外部からの御要望、そういった点も踏まえて行ったところでございますが、必要性、与える影響も含めて、先ほど申し上げましたとおり、再検討させていただくということでございます。

○高橋元委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。大変御苦労さまでした。

次に、総務部関係の議案の審査を行います。議案第 1 号平成 25 年度岩手県一般会計補正予算（第 2 号）第 1 条第 2 項第 1 表、歳入歳出予算補正中、歳出第 10 款教育費のうち総務部関係及び第 11 款災害復旧費、第 7 項教育施設災害復旧費、第 1 目学校施設災害復旧費のうち総務部関係を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○杉村副部長兼総務室長 それでは、総務部関係の議案について御説明を申し上げます。

お手元の議案（その1）の6ページをお開き願います。

10款教育費のうち、9項私立学校費1,257万円余の増及び11款災害復旧費のうち7項教育施設災害復旧費中3,683万円余の増、これが総務部関係の補正予算でございます。詳細につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する資料の74ページをお開き願います。

10款教育費、9項私立学校費、1目私立学校費は1,257万8,000円の増額であります。これは子育て支援対策臨時特例基金を活用いたしまして、学校法人等が行う幼稚園の幼児教育の質の向上のための遊具、運動用具の緊急整備に対し補助する認定こども園等環境整備事業費補助に要する経費でございます。

次に、81ページをお開き願います。11款災害復旧費、7項教育施設災害復旧費、1目学校施設災害復旧費のうち総務部関係は3,683万9,000円の増額補正でございます。これは、私立学校等災害復旧支援事業費補助に係る補助対象校が増となったことによるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、総務部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。

総務部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ちください。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の本年度の委員会調査についてであります。お手元に配付しております平成25年度商工文教委員会調査計画案のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

○斉藤信委員 異議ありませんけれども、私の希望だけ伝えておきます。

政令指定都市の公契約条例制定の調査をしていただければ。

○高橋元委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 それでは、ただいまの御意見も参考にさせていただきながら、日程等を調整の上決定したいと思います。

なお、詳細については当職に御一任願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。